

疫学研究指針の見直しの方向性及び改正案

1. 多施設共同研究における倫理審査について

共同研究等により、複数の研究機関が研究に参画する場合、倫理審査委員会の設置をどのように考えるべきか。

<現行>

- 研究機関の長は倫理審査委員会を設置しなければならない。ただし、当該研究機関内に倫理審査委員会を設置できない場合には、共同研究機関、公益法人、学会等に設置された倫理審査委員会に審査を依頼することができる。
- 主たる研究機関において倫理審査委員会の承認を受けた研究計画を他の分担研究機関が実施しようとする場合の研究計画の審査については迅速審査に委ねることができる。

<検討のポイント>

- 多施設共同研究の分担研究機関において、倫理審査委員会が設置されている場合は、当該機関の倫理審査委員会における倫理審査又は迅速審査が求められているが、研究計画毎に適宜対応できる仕組みを検討すべきか。
 - ・分担研究機関において、主たる研究機関とほぼ同様の研究内容を実施する場合もある一方、単に資料の提供のみの場合もあり、研究への関与の状況を踏まえた仕組みを検討すべきか。
- 外部の機関において倫理審査を行うことを可能とした場合、当該機関の長及び倫理審査委員会が研究の参加について把握するための仕組み（例：他の機関で承認を受けた計画書の提出）を設けるべきか。

<見直しの方向性>

多施設共同研究における倫理審査を分担研究機関自ら又は他の機関への依頼により行うのかについては、研究機関の長が判断することとする。

<改正案>

【指針又は細則の改正】

第1 基本的考え方

4 研究機関の長の責務

(2) 倫理審査委員会の設置（現行指針 P 4）

研究機関の長は、研究計画がこの指針に適合しているか否かその他疫学研究に関し必要な事項の審査を行わせるため、倫理審査委員会を設置しなければならない。ただし、~~研究機関が小規模であること等により当該研究機関内に倫理審査委員会を設置できない場合には、必要に応じ、~~共同研究機関、公益法人、学会等に設置された倫理審査委員会に審査を依頼することをもってこれに代

えることができる。

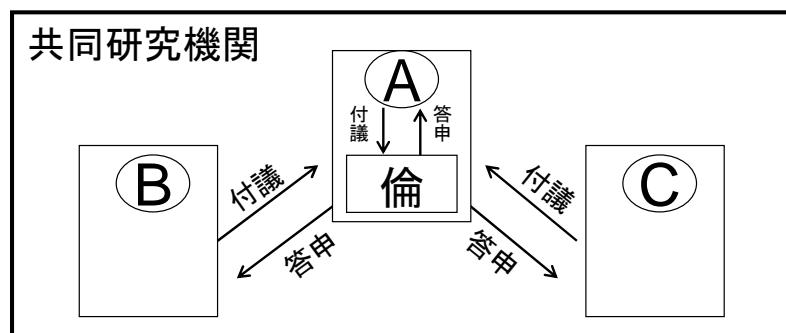
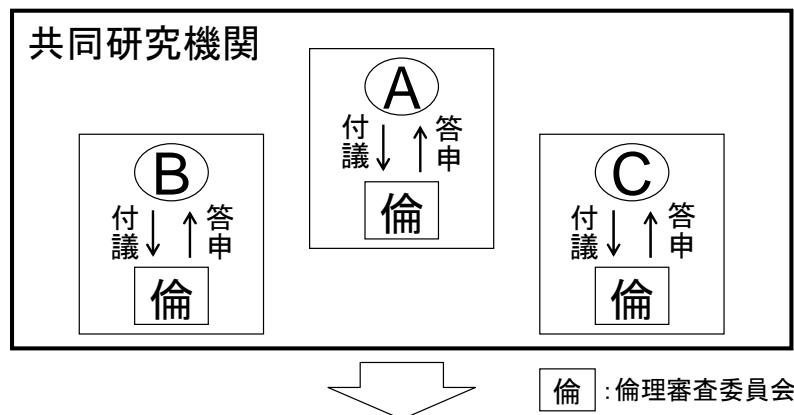
<倫理審査委員会の設置に関する細則> (現行指針 P 5)

- 1 本則ただし書に規定する倫理審査委員会には、複数の共同研究機関の長が共同して設置する倫理審査委員会が含まれる。
- 2 共同研究機関等に設置された倫理審査委員会に審査を依頼することができる場合は、次の通りとする。
 - ① 研究機関が小規模であること等により当該研究機関内に倫理審査委員会を設置できない場合
 - ② 共同研究であって、専らデータ処理に従事する等の従たる研究機関である場合
 - ③ 共同研究であって、第2の5(1)に掲げる倫理審査委員会の責務及び構成の観点にかんがみて、共同研究機関等に設置された倫理審査委員会に審査を依頼することが、疫学研究の円滑な推進に特に必要であると認められる場合

【Q & Aへの追加】

他機関に設置された倫理審査委員に審査を依頼した場合、研究終了時等の報告などをを行う倫理審査委員については、機関の長の判断により決定するという旨のQ & Aを追加する。

多施設共同研究における倫理審査について



論点 1 の関連条文

疫学研究指針（抄）

4 研究機関の長の責務

（2）倫理審査委員会の設置

研究機関の長は、研究計画がこの指針に適合しているか否かその他疫学研究に関する必要な事項の審査を行わせるため、倫理審査委員会を設置しなければならない。ただし、研究機関が小規模であること等により当該研究機関内に倫理審査委員会を設置できない場合には、共同研究機関、公益法人、学会等に設置された倫理審査委員会に審査を依頼することもってこれに代えることができる。

<倫理審査委員会の設置に関する細則>

本則ただし書に規定する倫理審査委員会には、複数の共同研究機関の長が共同して設置する倫理審査委員会が含まれる。

5 倫理審査委員会

（1）倫理審査委員会の運営

④ 倫理審査委員会は、軽易な事項の審査について、委員長が指名する委員による迅速審査に付すことその他の必要な事項を定めることができる。迅速審査の結果については、その審査を行った委員以外のすべての委員に報告されなければならない。

<迅速審査手続に関する細則>

迅速審査手続による審査に委ねることができる事項は、一般的に以下のとおりである。

② 共同研究であって、既に主たる研究機関において倫理審査委員会の承認を受けた研究計画を他の分担研究機関が実施しようとする場合の研究計画の審査

医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（抄）

第四章 治験を行う基準

第一節 治験審査委員会

第二十七条 実施医療機関の長は、治験を行うことの適否その他の治験に関する調査審議を行わせるため、実施機関ごとに一の治験審査委員会を設置しなければならない。ただし、当該実施医療機関が小規模であること、医療又は臨床試験に関する専門的知識を有する者の確保が困難であることその他の事由により当該医療機関に治験審査委員会を設置することができない場合において、当該治験審査委員会の設置に代えて次に掲げる治験審査委員会に当該調査審議を行わせるときはこの限りではない。

- 一 当該実施医療機関の長が他の医療機関の長と共同で設置した治験審査委員会
- 二 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人が設置した治験審査委員会
- 三 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人が設置した治験審査委員会
- 四 医療関係者により構成された学術団体が設置した治験審査委員会
- 五 他の医療機関の長が設置した治験審査委員会（第一号に掲げるものを除く。）

2. 資料提供機関における疫学研究指針の適用について

【1】既存資料等に該当しない場合であって、かつ、情報に係る資料（診療情報等）を提供する機関において、研究計画の倫理審査を求めるべきか。

＜事例・問題点＞

- 「既存資料等」に該当しない資料の提供の例
 - ① 研究計画の策定以降に依頼され、今後条件に該当する患者が来院した場合に当該患者の診療情報を提供する場合
 - ② 予め資料の提供の依頼を受けており、近く実施する健康診断で得られる血液検査のデータの一部を研究用に提供する場合
- A大学で疫学研究を実施するにあたり、B病院に「既存資料等」に該当しない資料の提供を依頼したところ、B病院から、倫理審査が必要となると手続きが煩雑となり協力できないと断られた。結果として、研究の実施に支障が生じた。

＜現行＞

- 既存資料等（①疫学研究の研究計画書の作成時までに既に存在する資料又は、②疫学研究の研究計画書の作成時以降に収集した資料であって収集の時点においては当該疫学研究に用いることを目的としていなかったもの）のみの提供を行う場合は、疫学研究指針の「研究機関」及び「研究者等」には該当せず、指針11（2）のみが適用される。

- 提供する資料が「既存資料等」の場合は、当該資料提供機関において、疫学研究指針11（2）②、③に該当する場合について倫理審査が必要となるが、それ以外の倫理審査については指針の規定上求めていません。
- 提供する資料が「既存資料等」に該当しない場合は、当該資料提供機関は、指針で定義する「研究機関」に該当することから、研究計画の倫理審査等が必要となる。

《図1 参照》

＜検討のポイント＞

- 提供する資料が「既存資料等」に該当しない場合であって、かつ「情報に係る資料」で、専ら研究の目的のみで取得された資料でない場合（例えば、診療情報等を利用する場合など。）は、当該資料の提供のみを行う機関の取扱いは、現行の「既存資料等」の提供機関と同様（指針11（2）のみ適用する）としてはどうか。

＜見直しの方向性＞

「既存資料等」に該当しない「情報に係る資料」であって、専ら研究の目的のみで取得する資料でない場合、当該資料の提供にあたっては「既存資料等」と同様の取扱い（指針11（2）のみを適用）とする。

<改正案>

【指針又は細則の改正】

第5 用語の定義

13 用語の定義

(18) 既存資料等 (現行指針 P 20)

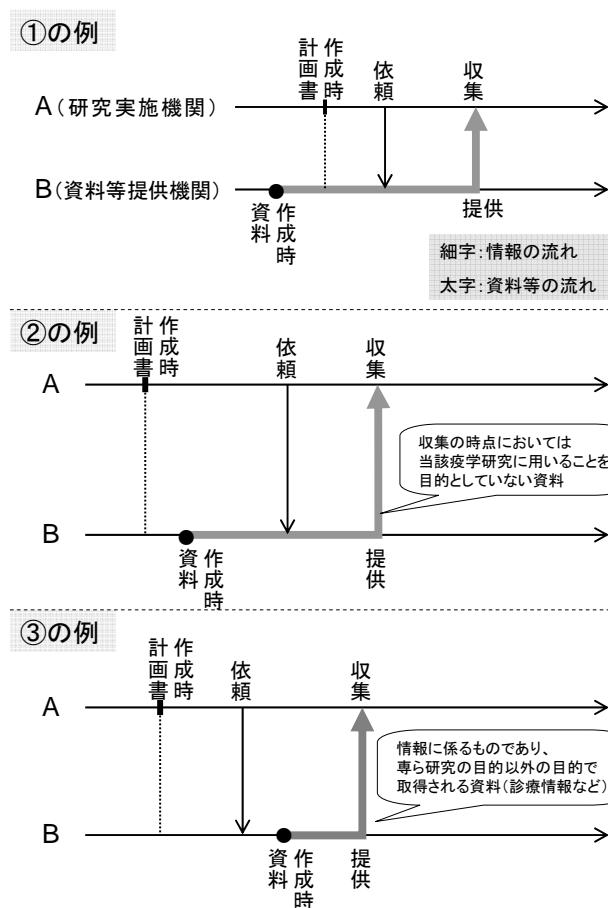
次のいずれかに該当する資料をいう。

- ① 疫学研究の研究計画書の作成時までに既に存在する資料
- ② 疫学研究の研究計画書の作成時以降に収集した資料であって収集の時点においては当該疫学研究に用いることを目的としていなかったもの
- ③ 疫学研究の研究計画書の作成時以降に収集した資料であって、人体から採取された試料でない、情報に係るもの、かつ専ら研究の目的以外の目的で取得されるもの

【Q & Aへの追加】

既存資料等に新たに追加される項目 ((18) の③) の具体的な例は、カルテ情報や事業で得た情報であるという旨のQ & Aを追加する。

情報に係る資料の取扱いについて



【2】人体から採取された試料（以下「ヒト由来試料」という。）の「既存資料等」の提供のみを行う機関は、指針で定義する「研究機関」に位置づける必要があるか。

＜事例・問題点＞

- ヒト由来試料の「既存資料等」について、指針の規定上は、資料提供者の同意があれば倫理審査委員会の承認や研究機関の長の許可を得ずに提供することが可能である。ヒト由来試料のこのような取扱いについて、倫理的に問題はないか。

＜現行＞

【1】参照

＜検討のポイント＞

- ヒト由来試料の「既存資料等」の場合、当該資料提供機関を指針で定義する「研究機関」に位置付け、機関の長の責務として求められる、研究計画の倫理審査及び許可等に係る規定を適用すべきか。
又は、「研究機関」に位置付けず、研究計画の倫理審査及び許可は求めないが、資料の提供に関して機関の長への報告を求めるべきか。

＜見直しの方向性＞

ヒト由来試料の「既存資料等」の提供を行う機関については、これまでどおり「研究機関」には位置付けないが、資料提供に関して機関が把握していることが必要であることから、当該資料の提供を行う者は資料提供に関して機関の長へ報告することとする。

＜改正案＞

【指針又は細則の改正】

第4 個人情報の保護等

1 1 他の機関等の資料の利用

(2) 既存資料等の提供に当たっての措置（現行指針 P17）

既存資料等の提供を行う者は、所属機関外の者に研究に用いるための資料を提供する場合には、資料提供時までに研究対象者から資料の提供に係る同意を受け、及び当該同意に関する記録を作成することを原則とする。ただし、当該同意を受けることができない場合には、次のいずれかに該当するときに限り、資料を所属機関外の者に提供することができる。

- ① 当該資料が匿名化されていること。（連結不可能匿名化又は連結可能匿名かつて対応表を有していない場合）ただし、当該資料が人体から採取されたものの場合には、所属機関の長に対し、その旨を報告しなければならない。

【3】ヒト由来試料の「既存資料等」の利用に際し、研究対象者からのインフォームド・コンセント及び試料利用の同意の取得にあたって、「研究者等」と「資料を提供する者」をどのように考えるか。

<事例・問題点>

- A病院で保存されていた過去の診療で得られた組織を、B大学が実施する疫学研究に提供することになった。この場合、指針7(2)①イに基づくインフォームド・コンセント及び指針10(2)に基づく試料の利用に係る同意については、指針で定義する「研究者等」が取得することが求められているが、個人情報の保護の観点等を考慮すると、研究対象者に連絡が可能であるのは、「研究者等」に該当しないA病院の者であることから、同意書の配布やインフォームド・コンセントの説明はA病院で実施し、同意書の宛先はB大学の研究者あてに取得する。

指針で定義する「研究者等」に該当するB大学の者ではなく、「研究者等」に該当しないA病院の者が研究対象者から同意取得の手続きを行うこととなるが、「研究者等」が研究対象者から同意を取得するとしている指針の規定との整合性は図られているか。

<現行>

- ヒト由来試料の既存資料等を利用する場合、指針で定義する「研究者等」は、疫学研究指針7(1)①イ又は7(2)①イに基づき、研究対象者からインフォームド・コンセントを受けること及び指針10(2)に基づき試料の利用に係る同意を受けることが原則として求められる。《図2 参照》

<検討のポイント>

- 2. 【2】において、「研究機関」に位置付けるとされた場合
ヒト由来試料の既存資料等の提供を行う者も「研究者等」に位置付けることでよいか。
この場合、指針6「疫学研究に係る報告」の規定については、適用除外としてよいか。
- 2. 【2】において「研究機関」に位置付けないとされた場合
ヒト由来試料の既存資料等の提供を行う者も「研究者等」に位置付けないとすることでよいか。
この場合、同意書等において「研究者等」あてに同意を得る等の対応により、指針で定義する「研究者等」に該当しない「既存資料等」を提供する者が、インフォームド・コンセントや試料利用の同意の取得にあたっての説明や資料の配付等を実施することは可能と考えて良いか。

<見直しの方向性>

ヒト由来試料の「既存資料等」の提供を行う者は、「研究者等」には位置付けないが、研究対象者から資料の提供に係る同意と併せて、資料の利用に係る同意も取得することとする。

<改正案>

【指針又は細則の改正】

第4 個人情報の保護

1 1 他の機関等の資料の利用

(2) 既存資料等の提供に当たっての措置（現行指針 P 17）

既存資料等の提供を行う者は、所属機関外の者に研究に用いるための資料を提供する場合には、資料提供時までに研究対象者から資料の提供~~及び利用~~に係る同意を受け、~~及び~~当該同意に関する記録を作成することを原則とする。ただし、当該同意を受けることができない場合には、次のいずれかに該当するときに限り、資料を所属機関外の者に提供することができる。

図1: 資料提供機関における倫理審査について

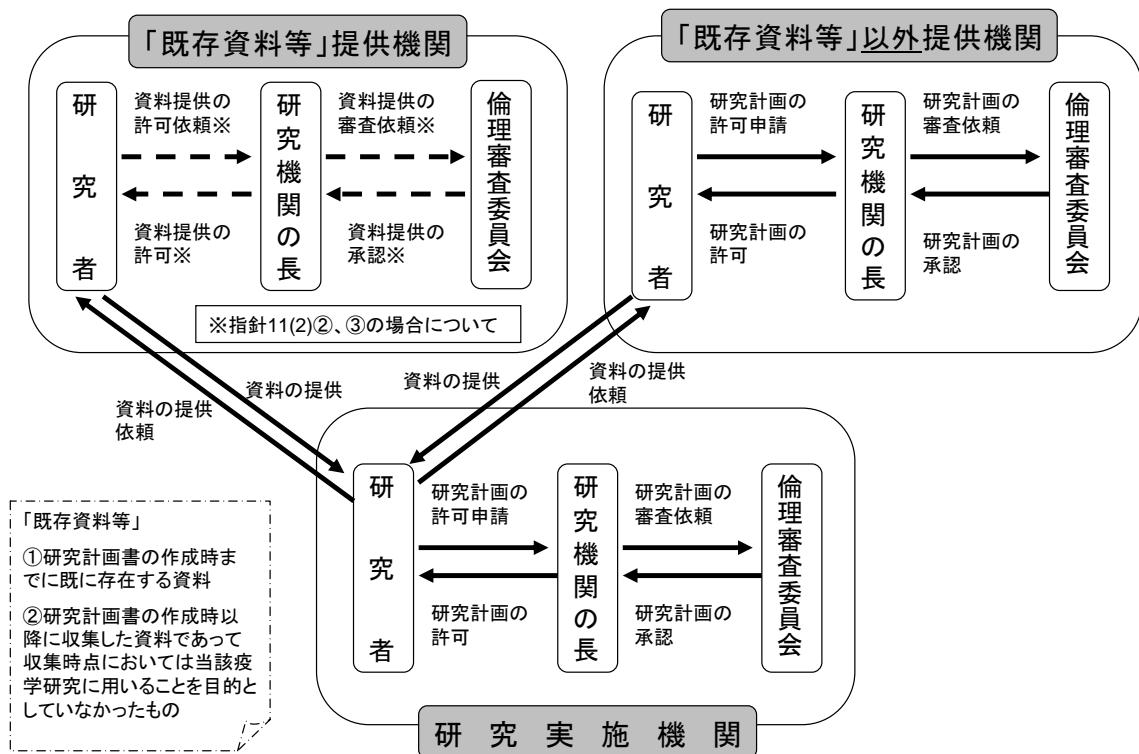
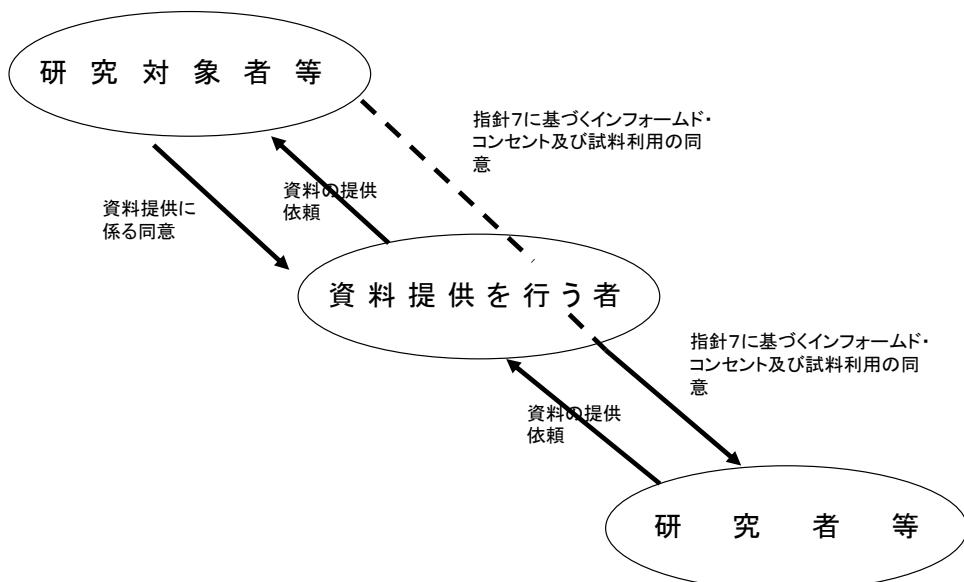


図2: 研究開始前に採取された人由来試料の利用手続き
(疫学研究指針7(1)①イ、7(2)②イ及び10(2)に基づく)



論点 2 の関連条文

疫学研究指針（抄）

6 疫学研究に係る報告

- ① 研究責任者は、研究期間が数年にわたる場合には、研究計画書の定めるところにより、研究機関の長を通じ研究実施状況報告書を倫理審査委員会に提出しなければならない。
- ② 研究責任者は、研究対象者に危険又は不利益が生じたときは、直ちに研究機関の長を通じ倫理審査委員会に報告しなければならない。
- ③ 倫理審査委員会は、研究責任者から①又は②の規定により研究実施状況報告書の提出又は報告を受けたときは、研究機関の長に対し、当該研究計画の変更、中止その他疫学研究に関し必要な意見を述べることができる。
- ④ 研究機関の長は、倫理審査委員会の意見を尊重し、当該研究計画の変更、中止、その他疫学研究に関し必要な事項を決めなければならない。
- ⑤ 研究責任者は、研究機関の長が④の規定により当該研究計画の変更、中止その他疫学研究に関し必要な事項を決定したときは、その決定に従わなければならない。
- ⑥ 研究責任者は、疫学研究の終了後遅滞なく、研究機関の長を通じ倫理審査委員会に研究結果の概要を報告しなければならない。

7 研究対象者からインフォームド・コンセントを受ける手続等

(1) 介入研究を行う場合及び(2)観察研究を行う場合

- ① 人体から採取された試料を用いる場合
 - イ 試料の採取が侵襲性を有しない場合研究対象者からのインフォームド・コンセントを受けることを原則として必要とする。この場合において、文書により説明し文書により同意を受ける必要はないが、研究者等は、説明の内容及び受けた同意に関する記録を作成しなければならない。

10 資料の保存及び利用

(2) 人体から採取された試料の利用

研究者等は、研究開始前に人体から採取された試料を利用する場合には、研究開始時までに研究対象者から試料の利用に係る同意を受け、及び当該同意に関する記録を作成することを原則とする。ただし、当該同意を受けることが出来ない場合には、次のいずれかに該当することについて、倫理審査委員会の承認を得て、研究を行う機関の長の許可を受けたときに限り、当該試料を利用することができる。

- ① 当該試料が匿名化（連結不可能匿名化又は連結可能匿名化であって対応表を有していない場合）されていること。
- ② 当該試料が①の匿名化に該当しない場合において、試料の提供時に当該疫学研究における利用が明示されていない研究についての同意のみが与えられている場合は、以下の要件を満たしていること。
 - ア 当該疫学研究の実施について試料の利用目的を含む情報を公開していること。
 - イ その同意が当該疫学研究の目的と相当の関連性があると合理的に認められること。
- ③ 当該試料が①及び②に該当しない場合において、以下の要件を満たしていること。
 - ア 当該疫学研究の実施について資料の利用目的を含む情報を公開していること。
 - イ 研究対象者となる者が研究対象者となることを拒否できるようにすること。
 - ウ 公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、研究対象者等の同意を得ることが困難であること。

1.1 他機関等の資料の利用

(2) 既存資料等の提供に当たっての措置

既存資料等の提供を行う者は、所属機関外の者に研究に用いるための資料を提供する場合には、資料提供時までに研究対象者から資料の提供に係る同意を受け、及び当該同意に関する記録を作成することを原則とする。ただし、当該同意を受けることができない場合には、次のいずれかに該当するときに限り、資料を所属機関外の者に提供することができる。

- ① 当該資料が匿名化されていること。（連結不可能匿名化又は連結可能匿名化であつて対応表を有していない場合）
- ② 当該資料が①の匿名化に該当しない場合において、以下の要件を満たしていることについて倫理審査委員会の承認を得て、研究を行う機関の長の許可を受けていること。
 - ア 当該疫学研究の実施及び資料の提供について以下の情報をあらかじめ研究対象者等に通知し、又は公開していること。
 - ・ 所属機関外の者への提供を利用目的とすること
 - ・ 所属機関外の者に提供される個人情報の項目
 - ・ 所属機関外の者への提供の手段又は方法
 - ・ 研究対象者等の求めに応じて当該研究対象者が識別される個人情報の研究機関外の者への提供を停止すること
 - イ 研究対象者となる者が研究対象者となることを拒否できるようにすること。
- ③ 社会的に重要性の高い疫学研究に用いるために人の健康に関わる情報が提供される場合において、当該疫学研究の方法及び内容、当該情報の内容その他の理由により①及び②によることができないときには、必要な範囲で他の適切な措置を講じることについて、倫理審査委員会の承認を得て、研究を行う機関の長の許可を受けていること。

<既存資料等の提供に当たっての措置に関する細則>

- 1 既存資料等の提供を行う者の所属する機関に倫理審査委員会が設置されていない場合において、②又は③の倫理審査委員会の承認を得ようとするときは、他の機関、公益法人、学会等に設置された倫理審査委員会に審査を依頼することができる。
- 2 倫理審査委員会は、③により、他の適切な措置を講じて資料を提供することを認めるときは、当該疫学研究及び資料の提供が、インフォームド・コンセントの簡略化等に関する細則の①から⑤までのすべての要件を満たすよう留意すること。

1.3 用語の定義

(10) 研究者等

研究責任者、研究機関の長その他疫学研究に携わる関係者（研究者等に対し既存資料等の提供を行う者であつて、当該提供以外に疫学研究に関与しないものを除く。）をいう。

(12) 研究機関

疫学研究を実施する機関（研究者等に対し既存資料等の提供を行う者であつて、当該提供以外に疫学研究に関与しないものの所属する機関を除く。）をいう。

3. 國際共同研究における指針の運用の考え方について

相手国に指針がない場合や相手国の指針等と内容が異なっている場合における我が國の指針適用の考え方について、見直す必要があるか。(ゲノム指針及び臨床指針との整合性)

<事例・問題点>

- 既存資料のみを用いる観察研究を他国と共同で実施した。疫学研究指針において、当該研究の場合はインフォームド・コンセントを要しないが、研究の実施についての情報公開が求められている。しかし、相手国の指針では情報公開は求められておらず、倫理審査委員会において情報公開の要求はなかったことから、相手国の研究者から情報公開は行わないこととすると伝えられ、疫学研究指針の適用に関して苦慮した。
- 他国と共同研究を実施する際に、相手国に疫学研究に係る法令・指針等がない又は指針等の基準が我が国の疫学研究指針より緩やかな場合、例えば、相手国の識字率が低いことにより文書によるインフォームド・コンセントを受けることができないなど、我が国の疫学研究指針を適用することが困難な場合が想定される。

<現行>

- 疫学研究指針では、海外との共同研究については、原則として疫学研究指針を遵守すること、相手国の基準が疫学研究指針よりも厳格な場合はその厳格な基準を遵守することが規定されている。
- ゲノム指針及び臨床研究指針では、指針が相手国の基準より厳格である場合、一定の要件を定めた上で、相手国の法令等に基づき実施できることを規定している。

<検討のポイント>

- 相手国に指針等がない場合や相手国の基準が疫学研究指針よりも緩い場合の指針の適用について規定を設けるべきではないか。
- 新設する規定の骨子としては、ゲノム指針及び臨床研究指針と同様に、
 - ① 相手国の疫学研究指針の基準が我が国のものより緩やかである場合には、我が国の疫学研究指針の遵守を原則とする。
 - ② しかしながら、相手国の社会的な実情等を鑑みて指針の適用が困難であると考えられる場合には、相手国において適切に研究が実施されることについて、我が国の研究機関の倫理審査委員会が承認し、研究機関の長が適當と判断した場合に研究を実施することができる。

としてはどうか。

<見直しの方向性>

ゲノム指針及び臨床研究指針と同様に、

- ① 相手国の基準が我が国のものより緩やかである場合には、我が国の疫学研究指針の遵守を原則とする。
 - ② しかし、相手国の社会的な実情等を鑑みて指針の適用が困難であることについて、我が国の研究機関の倫理審査委員会が承認し、研究機関の長が適当と判断した場合には研究を実施することができる。
- こととする。

<改正案>

【指針又は細則の改正】

<適用範囲に関する細則>（現行指針 P 3）

- 3 海外の研究機関との共同研究については、原則としてこの指針を遵守するものとする。ただし、当該海外の研究機関の存する国における社会的な実情等にかんがみて、本指針の適用が困難であることについて、我が国の倫理審査委員会の承認を得て、研究機関の長の許可を受けたときには、相手国の定める法令、指針等の基準に従って行うことができる。~~とともに、~~当該海外の研究機関の存する国における基準がこの指針よりも厳格な場合には、その厳格な基準を遵守しなければならない。

論点3の関連条文

疫学研究指針（抄）

2 適用範囲

＜適用範囲に関する細則＞

- 3 海外の研究機関との共同研究については、原則としてこの指針を遵守するとともに、当該海外の研究機関の存する国における基準がこの指針よりも厳格な場合には、その厳格な基準を遵守しなければならない。

ゲノム指針（抄）

4 海外との共同研究

- (1) 我が国の研究を行う機関が海外の研究機関と共同研究を実施する際は、共同研究を行う相手国においても試料等の提供及びヒトゲノム・遺伝子解析研究に際して人間の尊厳及び人権が尊重されていることに十分留意しつつ、共同研究を行わなければならぬ。
- (2) 我が国の研究を行う機関が海外の研究機関と共同研究を実施する際は、共同研究を行う相手国で定める法令及び指針等を遵守しつつ、原則として本指針に従って研究を行うものとする。
- ただし、次に掲げる場合には、相手国における試料等の提供及び試料等の取扱いについて、相手国の定める法令、指針等の基準に従って行うことができる。
- ア 本指針が相手国における基準より厳格な場合であって、かつ、次に掲げる要件のすべてを満たす場合
- (ア) 相手国において本指針の適用が困難であること。
- (イ) 細則に定める事項が適切に措置されることについて、我が国の研究を行う機関の倫理審査委員会の承認を受け、当該機関の長が適当と判断していること。
- イ 相手国における基準が本指針よりも厳格な場合

＜海外研究機関との共同研究を実施する際の細則＞

1. 第2の4（2）ア（イ）に規定する事項は次に掲げるものとする。
 - (1) インフォームド・コンセントが得られること
 - (2) 提供者の個人情報の保護について適切な措置が講じられること
 - (3) 研究計画の科学的・倫理的妥当性について、相手国により承認されること、又は相手国が定める法令、指針等に基づいて相手国の機関内の倫理審査委員会若しくはこれに準ずる組織により承認され、相手国の研究を行う機関の長により許可されること
2. 第2の4（2）イの場合は、相手国における基準に合わせて研究を実施しなければならない。

4. 資料の保存及び廃棄について

資料の保存及び廃棄に関する規定を盛り込むべきか。(ゲノム指針との整合性)

<事例・問題点>

- 研究室に、過去に収集されたと思われる冷凍血清が発見された。しかしながら、当該試料の収集に関わった者は既に退職し、当該試料に関する保管記録もなかったことから、試料の提供時に提供者等に対して試料の取扱いに関してどのような説明（どのような目的で利用するのか、研究終了後の試料の保存及び廃棄等について）がなされていたのか不明であり、今後の取扱いに苦慮することとなった。
- 特にヒト由来試料の場合は、ずさんな管理が倫理的な問題として取りあげられやすく、さらに、所在不明な試料等は、他者が勝手に利用してしまう可能性がある。

<現行>

- 疫学研究指針において、研究責任者は、資料を保存する場合は、①研究計画書にその方法等を記載すること、②個人情報の漏えい、混交、盗難、紛失等が起こらないよう適切に、かつ、研究結果の確認に資するよう整然と管理しなければならないことが規定されている。
また、個人情報に関しては、安全管理措置を講ずることが規定されている。
- ゲノム指針では、研究計画書及び説明文書に試料等の保存及び廃棄について記載すること及び試料等を廃棄する場合は匿名化することが規定されている。

<検討のポイント>

- 資料が研究終了後放置されることがないよう、資料の適切な管理が行われるために、疫学研究指針において、試料の保存及び廃棄に関する規定をさらに盛り込むべきではないか。
- 新設する規定の骨子としては、ゲノム指針の規定を踏まえ、
 - ① 研究計画書及びインフォームド・コンセントの説明事項に資料の保存方法、保存期限及び廃棄方法等（例えば、匿名化すること、ヒト由来試料は不活化すること等）を記載する。
 - ② 資料の保存期限が過ぎた場合又は提供者から資料の廃棄の要求があった場合は原則として匿名化して資料を廃棄する。

- ③ 資料の保存期限を定めない場合は、当該資料の名称、保管場所、管理責任者、研究対象者から取得した同意の内容が把握できるよう、これらの事項を研究機関の長に報告（変更が生じた場合は変更内容の報告）する。
としてはどうか。

<見直しの方向性（案）>

ゲノム指針の規定を踏まえ、

- ① 研究計画書及びインフォームド・コンセントの説明事項に資料の保存方法、保存期限及び廃棄方法を記載すべきことを示す。
- ② 資料の廃棄にあたっては、原則として匿名化して資料を廃棄する。
- ③ 資料の保存期限を定めずに保存を行う場合は、
 - ・資料の名称
 - ・保管場所
 - ・管理責任者
 - ・研究対象者から取得した同意の内容

について研究機関の長に報告することとする。また、これらの保管資料に係る情報について変更が生じた場合についても逐次報告することとする。

<改正案>

【指針又は細則の改正】

第1 基本的考え方

3 研究者等が遵守すべき基本原則

(1) 疫学研究の科学的合理性及び倫理的妥当性の確保

<研究計画書に記載すべき事項に関する細則>（現行指針 P 3）

- ・ 資料の保存及び使用方法並びに保存期限
- ・ 研究終了後の資料の保存、使用又は廃棄の方法（他の研究への利用の可能性と予測される研究内容を含む。）

(3) インフォームド・コンセントの受領

<インフォームド・コンセントの受領に関する細則>（現行指針 P 4）

- ・ 資料の保存及び使用方法並びに保存期限
- ・ 研究終了後の資料の保存、使用又は廃棄の方法（他の研究への利用の可能性と予測される研究内容を含む。）

第4 個人情報の保護等

10 資料の保存及び利用等（現行指針 P 16）

(1) 資料の保存等

- ① 研究責任者は、疫学研究に関する資料を保存する場合には、研究計画書にその方法等を記載するとともに、個人情報の漏えい、混交、盗難、紛失等が起こらないよう適切に、かつ、研究結果の確認に資するよう整然と管理しなければならない。
- ② 研究責任者は、資料の保存期限が研究計画書に定めた期間を過ぎた場合には、提供者又は代諾者等の同意事項を遵守し、匿名化して廃棄しなければならない。
- ③ 研究責任者は、資料の保存期限を定めずに保存を行う場合には、疫学研究の終了後遅滞なく、研究機関の長に対し、
- ア 資料の名称
- イ 資料の保管場所
- ウ 資料の管理責任者
- エ 研究対象者から得た同意の内容
- について報告しなければならない。これらの内容に変更が生じた場合も、同様とする。

【Q & Aへの追加】

- (1) ③において、資料の保存期限を定めずに保存を行う場合には、研究者の異動について、特に留意すべきである旨のQ & Aを追加。

論点4の関連条文

疫学研究指針（抄）

9 個人情報の保護に関する措置

（7）安全管理措置

- ① 研究を行う機関の長は、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他個人情報の安全管理のため、組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置を講じなければならない。

10 資料の保存及び利用

（1）資料の保存

研究責任者は、疫学研究に関する資料を保存する場合には、研究計画書にその方法等を記載するとともに、個人情報の漏えい、混交、盗難、紛失等が起こらないよう適切に、かつ、研究結果の確認に資するよう整然と管理しなければならない。

ゲノム指針（抄）

7 研究責任者の責務

（3）

＜研究計画書に記載すべき事項に関する細則＞

- ③ 試料等の保存方法及びその必要性（他の研究への利用の可能性と予測される研究内容を含む。）
④ 試料等の廃棄方法及びその際の匿名化の方法

10 インフォームド・コンセント

（10）研究責任者は、提供者又は代諾者等からインフォームド・コンセントの撤回があった場合には、原則として、当該提供者に係る試料等及び研究結果を匿名化して廃棄し、その旨を提供者又は代諾者等に文書により通知しなければならない。また、提供者又は代諾者等が廃棄以外の処置を希望する場合には、手段の理由がない限り、これに応じなければならない。

ただし、次に掲げる要件のいずれかを満たす場合は、試料等及び研究結果を廃棄しないことができる。

ア 当該試料等が連結不可能匿名化されている場合

イ 廃棄しないことにより個人情報が明らかになるおそれがある場合を除き、かつ廃棄作業が極めて過大である等の事情により廃棄しないことが倫理審査委員会において承認され、研究を行う機関の長に許可された場合

ウ 研究結果が既に公表されている場合

（11）

＜説明文書の記載に関する細則＞

- ⑤ 試料等の保存及び使用方法
⑥ 研究終了後の試料等の保存、使用又は廃棄の方法（他の研究への利用の可能性と予測される研究内容を含む。）

14 試料等の保存及び廃棄の方法

（3）試料等の廃棄

研究責任者は、研究計画書に従い自ら保存する場合及びヒト細胞・遺伝子・組織バンクに提供する場合を除き、試料等の保存期間が研究計画書に定めた期間を過ぎた場合には、提供者又は代諾者等の同意事項を遵守し、匿名化して廃棄しなければならない。

5. 指針の遵守に関する点検及び評価について

研究機関の長に対し、指針の適合性に関する点検及び評価を行うことを求めるべきか。

<事例・問題点>

- 疫学研究指針では、研究結果の報告に関する規定は設けられているものの、研究機関がその報告を受けてどのように対応すべきか規定されておらず、単に報告を受けているだけという研究機関もあり得るのではないか。
- このため、研究計画が許可された後は、研究計画を遵守して研究が実施されているかについて、研究機関が確認、点検、評価するシステムが適切に機能していないおそれがあるのではないか。

<現行>

- 疫学研究指針において、研究責任者は、
 - ① 研究期間が数年にわたる場合に、研究実施状況報告書を研究機関の長を通じ倫理審査委員会に提出（提出時期の目安としては例えば3年ごと）すること
 - ② 疫学研究の終了後遅滞なく、研究機関の長を通じ倫理審査委員会に研究結果の概要を報告しなければならないことが規定されている。
- ゲノム指針においては、研究機関の長が、研究責任者からの報告を受けるほか、外部の有識者による実地調査を実施する等、研究の実施状況を把握すべきことが規定されている。

<検討のポイント>

- 指針が適切に遵守されているかどうか、研究機関の長が点検・評価するような規定を設けるべきではないか。
- しかしながら、どのような方法で指針の適合性を点検・評価するかについては、各研究機関の状況（例えば、年間の研究実施件数など）は一律ではないことを踏まえ、研究機関の長が決定できるとしてはどうか。
- 新設する規定の骨子としては
 - ① 研究機関の長が、指針が遵守されているかどうか、指針の適合性に関して、点検・評価を行う。
 - ② 必要に応じ、実施状況を倫理審査委員会で検討し、その意見を踏まえて変更又は中止を命じる。としてはどうか。

<見直しの方向性>

- ①研究機関の長が、指針が遵守されているかどうか、指針の適合性について、点検・評価を行う。
- ②必要に応じて、実施状況を倫理審査委員会で検討し、その意見を踏まえて変更又は中止を命じる。
こととする。

(参考)

文部科学省、厚生労働省及び農林水産省が定める動物実験の実施に関する基本指針では、「実施機関の長は、定期的に、実施機関における動物実験等の指針への適合性について、自ら点検及び評価を実施すること。」とされているところである。

<改正案>

【指針又は細則の改正】

第2 倫理審査委員会等

6 疫学研究に係る報告等 (現行指針 P 7)

- ④ 研究機関の長は、必要に応じ、研究機関における研究の指針への適合性について、自ら点検及び評価を実施するものとする。
- ⑤ 研究機関の長は、③の倫理審査委員会の意見を尊重し、並びに④の点検及び評価に基づき、必要に応じて、当該研究計画の変更、中止その他疫学研究に関し必要な事項を決めなければならない。

<研究機関の長が自ら行う点検及び評価の実施手法並びに時期に関する細則> (現行指針 P 7 新規)

研究機関の長が自ら行う点検及び評価の実施手法並びに時期については、研究の内容等に応じて、研究機関の長が定めるものとする。

論点 5 の関連条文

疫学研究指針（抄）

6 疫学研究に係る報告

- ① 研究責任者は、研究期間が数年にわたる場合には、研究計画書の定めるところにより、研究機関の長を通じ研究実施状況報告書を倫理審査委員会に提出しなければならない。

<研究実施状況報告書の提出時期に関する細則>

研究実施状況報告書の提出時期については、研究計画書に記載して倫理審査委員会が承認する。この時期については、例えば3年ごとを一つの目安とすべきである。

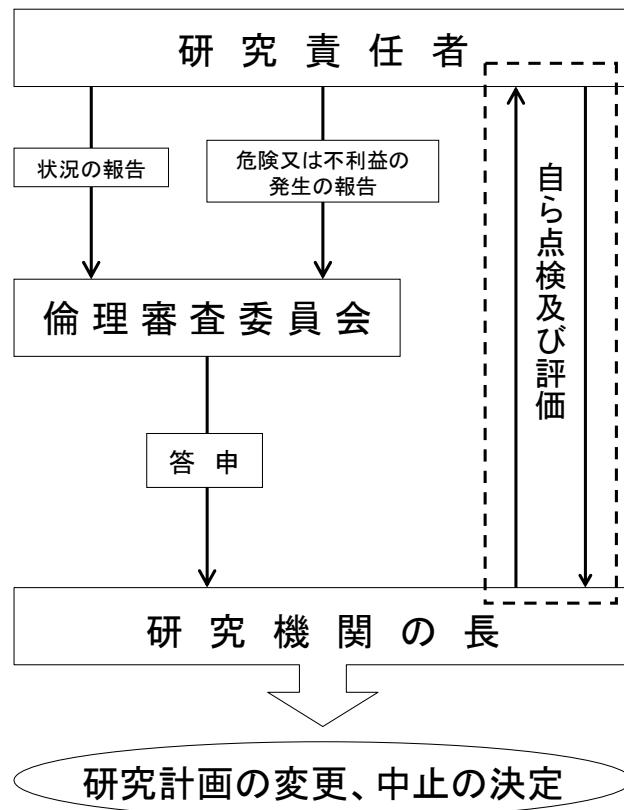
- ⑥ 研究責任者は、疫学研究の終了後遅滞なく、研究機関の長を通じ倫理審査委員会に研究結果の概要を報告しなければならない。

ゲノム指針（抄）

6 研究を行う機関の長の責務

- (11) 研究を行う機関の長は、研究責任者から研究の実施状況について1年に1回以上定期的な報告を受けるほか、外部の有識者による定期的な実地調査を1年に1回以上実施する等、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の実施状況を把握し、必要に応じ、又は倫理審査委員会が研究の変更若しくは中止の意見を述べた場合にはその意見を踏まえ、その変更又は中止を命じなければならない。

指針の遵守に関する点検及び評価について



[---] 今回新たに追加される事項

6. インフォームド・コンセントの電子化

インフォームド・コンセントの方法について、文書による説明及び同意の取得に代えて、メール等電子媒体によることを可能とし、これを指針に規定する必要があるか。

<事例・問題点>

- ある研究機関では、ある研究に係る説明文書をホームページ上に掲載し、研究対象者に対してID、パスワードを配布し、研究対象者がホームページ上に掲載した説明文書を読み、同ページ上に設けている承認・非承認ボタンを押すことで、インフォームド・コンセントを取得することを計画している。

<現行>

- 人体から採取された試料を用いる場合であって、資料の採取が侵襲性を有する場合は、インフォームド・コンセントの取得にあたっては、文書による説明と文書による同意を求めている。

<検討のポイント>

- インフォームド・コンセントを電子媒体により得た場合、収集後の検索が容易になり、保管スペースが小さくなるなどのメリットが得られるのではないか。
- しかしながら、指針の規定として盛り込むには、個人認証や個人情報保護の観点から、技術、制度が不十分である現状（個人が電子認証を受けるのは現状では困難）を踏まえる必要があるのではないか。

<見直しの方向性>

インフォームド・コンセントの電子化については、将来的には利用が可能となることも考えられるが、現時点においては、技術・制度が十分に整備されているとは言えないことも踏まえ、当面は現行どおり文書によることとする。

<改正案>

現行通り（指針及び細則の変更なし）

(参考)

「「疫学研究に関する倫理指針」についてのQ&A」のQ23において、「インフォームド・コンセントを受ける際、自由意志に基づく文書による同意とありますが、文書は電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識できない方式によるものでもよいですか。」という問い合わせに対し、「自由意思に基づく文書による同意には、原則として、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識できない方式によるものは想定していません。しかしながら、本人の意思を確認するための社会的需要、研究現場におけるニーズを踏まえ、その方式の必要性について今後検討されるべきものと考えます。」と回答しているところである。

論点6の関連条文

疫学研究指針（抄）

7 研究対象者からインフォームド・コンセントを受ける手続等

研究対象者からインフォームド・コンセントを受ける手続等は、原則として次に定めるところによる。ただし、疫学研究の方法及び内容、研究対象者の事情その他の理由により、これによることができない場合には、倫理審査委員会の承認を得て、研究機関の長の許可を受けたとき限り、必要な範囲で、研究対象者からインフォームド・コンセントを受ける手続を簡略化すること若しくは免除すること又は他の適切なインフォームド・コンセント等の方法を選択することができる。

(1) 介入研究を行う場合

①人体から採取された試料を用いる場合

ア 試料の採取が侵襲性を有する場合（採血の場合等をいう。以下同じ。）

文書により説明し文書により同意を受ける方法により、研究対象者からインフォームド・コンセントを受けることを原則として必要とする。

イ 試料の採取が侵襲性を有しない場合

研究対象者からインフォームド・コンセントを受けることを原則として必要とする。この場合において、文書により説明し文書により同意を受ける必要はないが、研究者等は、説明の内容及び受けた同意に関する記録を作成しなければならない。

②人体から採取された試料を用いない場合

ア 個人単位で行う介入研究の場合

研究対象者からインフォームド・コンセントを受けることを原則として必要とする。この場合において、文書により説明し文書により同意を受ける必要はないが、研究者等は、説明の内容及び受けた同意に関する記録を作成しなければならない。

(2) 観察研究を行う場合

①人体から採取された試料を用いる場合

ア 試料の採取が侵襲性を有する場合

文書により説明し文書により同意を受ける方法により、研究対象者からインフォームド・コンセントを受けることを原則として必要とする。

イ 試料の採取が侵襲性を有しない場合

研究対象者からインフォームド・コンセントを受けることを原則として必要とする。この場合において、文書により説明し文書により同意を受ける必要はないが、研究者等は、説明の内容及び受けた同意に関する記録を作成しなければならない。

7. 未成年者のインフォームド・コンセント

研究対象者が未成年者の場合のインフォームド・コンセントの代諾の必要性について見直す必要があるか。

<事例・問題点>

- 都内の大学を対象に行われていた食生活に係る疫学研究において、未成年者からのインフォームド・コンセントを取得するにあたって、保護者等の代諾が必要であったため、未成年の母体数と成年の母体数にばらつきが生じ、研究結果にバイアスが生じた。
- 幅広い年齢層に対して調査を行うことが有効であると考えられる研究であったが、代諾者の同意が必要となる未成年者は、インフォームド・コンセントの取得手続きが煩雑となることから研究対象者から除外し、成年のみを対象として研究を実施した。

<現行>

- 疫学研究指針では、研究対象者が未成年の場合には、代諾者からのインフォームド・コンセントを受けることとなっており、さらに、16歳以上の場合には、代諾者とともに、研究対象者本人からのインフォームド・コンセントも受けなければならないとされている。

<検討のポイント>

- 未成年者を研究対象者とする場合は、保護者等の代諾が必要になるが、例え未成年者であっても、一定の年齢以上（例えば、高校卒業後程度の年齢（18歳以上）あるいは義務教育終了後の年齢（16歳以上）等）であれば本人が判断する意思能力は十分あり、保護者等の代諾は必要ないと考えられるか。なお、この場合、研究対象者が不利益を被ることはないか。
- 一定の年齢以上の未成年者について、本人の同意のみで差し支えないとする場合、試料の採取が侵襲性を有する場合と侵襲性を有しない場合で、同意可能な年齢を分けて考えるべきか。（例えば、侵襲性を有する場合は未成年者のみの同意は認めないとなど。）

- 疫学研究指針においてインフォームド・コンセントを求めている研究

 - ・ヒト由来試料を用いる介入及び観察研究
 - ・ヒト由来試料は用いないが、個人単位で行う介入研究

<見直しの方向性>

研究対象者が16歳以上の場合には、倫理審査委員会において代諾者からの同意の必要性について審査の上、代諾が必要ないと判断された場合は、本人の同意のみでよいこととする。

また、研究開始時に代諾者の同意のみで研究対象者本人の同意を得ていない場合で、研究対象者が16歳に達した以降も継続する場合は、その時点で改めて本人の同意を取得することとする。

(参考)

- 我が国における他の有効年齢の例としては、臓器移植の意思表示の有効年齢は15歳以上（臓器の摘出にあたっては、告知を受けた遺族が摘出を拒まない等の要件が定められている）、献血は16歳（200mL献血）又は18歳以上（それ以外）
- 他国では、例えば英国の家庭法で、医療に対する同意能力を16歳で認めている。
- ゲノム指針、臨床研究指針においても、未成年者を対象とする研究については、保護者等の代諾が必要であると定めている。
- ヘルシンキ宣言第24条において、法的行為能力のない未成年者(minor)を研究対象とするときは、研究者は適用法の下で法的な資格のある代理人からインフォームド・コンセントを取得することを要することを定めている。

<改正案>

【指針又は細則の改正】

第3 インフォームド・コンセント等

8 代諾者等からのインフォームド・コンセントを受ける手続

<代諾者等からのインフォームド・コンセントに関する細則> (現行指針 P9)

① 研究対象者本人からインフォームド・コンセントを受けることが困難であり、代諾者等からのインフォームド・コンセントによることができる場合~~及びその取扱い~~は、次のとおりとする。

- 研究対象者が認知症等により有効なインフォームド・コンセントを与えることができないと客観的に判断される場合
- 研究対象者が未成年者の場合。~~ただし、この場合においても、研究責任者は、研究対象者本人にわかりやすい言葉で十分な説明を行い、理解が得られるよう努めなければならない。また、研究対象者が16歳以上の場合には、代諾者とともに、研究対象者本人からのインフォームド・コンセントも受けなければならぬ。ただし、~~

研究対象者が16歳以上であって、倫理審査委員会の承認を得て、研究機関の長の許可を受けた場合は、この限りではない。

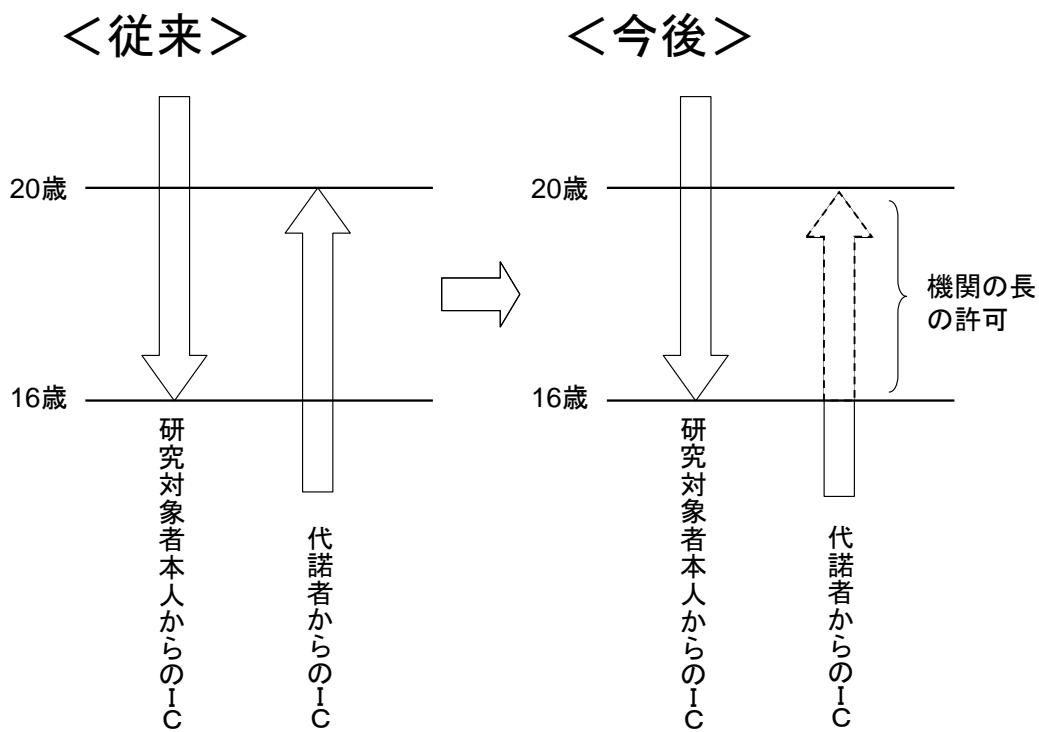
③ 研究対象者が死者であって、その生前における明示的な意思に反していない場合。

2 1の②により、代諾者等からのインフォームド・コンセントを受け、未成年者を研究対象者とした研究を行う場合、研究責任者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 研究対象者本人にわかりやすい言葉で十分な説明を行い、理解が得られるよう努めること。
- ② 研究対象者が16歳以上の場合には、代諾者とともに、研究対象者本人からのインフォームド・コンセントも受けること。
- ③ 研究開始時に研究対象者が16歳未満であって、研究対象者が16歳に達した以降も研究を継続する場合には、研究対象者が16歳になった時点で、原則として、当該者からインフォームド・コンセントを受けること。

【Q & Aへの追加】

親の虐待となっていないかなど、代諾の有効性について留意するべきである旨のQ & Aを追加する。



論点 7 の関連条文

疫学研究指針（抄）

第3 インフォームド・コンセント等

8 代諾者等からインフォームド・コンセントを受ける手続

＜代諾者等からのインフォームド・コンセントに関する細則＞

研究対象者本人からインフォームド・コンセントを受けることが困難であり、代諾者等からのインフォームド・コンセントによることができる場合及びその取扱いは、次のとおりとする。

- ① 研究対象者が認知症等により有効なインフォームド・コンセントを与えることができないと客観的に判断される場合
- ② 研究対象者が未成年者の場合。ただし、この場合においても、研究責任者は、研究対象者本人にわかりやすい言葉で十分な説明を行い、理解が得られるよう努めなければならない。また、研究対象者が16歳以上の場合には、代諾者とともに、研究対象者本人からのインフォームド・コンセントも受けなければならない。
- ③ 研究対象者が死者であって、その生前における明示的な意思に反していない場合

臨床研究指針（抄）

第4 インフォームド・コンセント

2 代諾者等からインフォームド・コンセントを受ける手続

代諾者等からインフォームド・コンセントを受けることができる場合及びその取扱いは、以下のとおりとし、いずれの場合も、研究責任者は、当該臨床研究の重要性、被験者の当該臨床研究への参加が当該臨床研究を実施するに当たり必要不可欠な理由及び代諾者等の選定方針を臨床研究計画書に記載し、当該臨床研究計画書について倫理審査委員会による承認及び臨床研究機関の長による許可を受けなければならない。

□ 未成年者の場合。ただし、この場合においても、研究者等は、被験者にわかりやすい言葉で十分な説明を行い、理解が得られるよう努めなければならない。また、被験者が16歳以上の場合には、代諾者等とともに、被験者からのインフォームド・コンセントを受けなければならない。

ゲノム指針（抄）

第3 提供者に対する基本姿勢

10 インフォームド・コンセント

- (8) 研究責任者は、提供者からインフォームド・コンセントを受けることが困難な場合には、その実施しようとしている研究の重要性が高く、かつ、その人からの資料等の提供を受けなければ研究が成り立たないと倫理審査委員会が承認し、研究を行う機関の長が許可した場合に限り、提供者の代諾者等からインフォームド・コンセントを受けることができる。

＜細則1＞

提供者からインフォームド・コンセントを受けることが困難であり、代諾者等からのインフォームド・コンセントによることができる場合及びその取扱いは、以下のとおりとし、いずれの場合も、研究責任者は、研究の重要性、提供者から資料等の提供を受けなければ研究が成り立たない理由及び代諾者等を選定する考え方を研究計画書に記載し、当該研究計画書は倫理審査委員会により承認され、研究を行う機関の長の許可を受けるものとする。

・未成年者の場合。ただし、この場合においても、研究責任者は、被験者にわかりやすい言葉で十分な説明を行い、理解が得られるよう努めることとする。また、提供者が16歳以上の場合には、代諾者等とともに、被験者からのインフォームド・コンセントを受けることとする。

8. 包括同意の取得について

資料の利用について、あらかじめ同意を取得し、将来実施される研究に用いることができるることについて規定すべきか。

<事例・問題点>

- 現段階ではどのような研究に利用されるか分からぬが、将来的に他の研究に利用できるよう、あらかじめ「研究に利用する」程度の内容で同意を得て資料の提供を受け、保存しておきたい。

<現行>

- 疫学研究指針では、研究対象者に対して研究の目的、意義及び方法、期間についてインフォームド・コンセントを得ることを規定している。
- また、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的をできる限り特定しなければならないと規定している。

<検討のポイント>

- 疫学研究指針では、インフォームド・コンセントの簡略化若しくは免除について、一定の要件を定めて可能としている、また、過去に収集された資料（既存資料）を利用するにあたっては、当該資料の提供及び利用に関する研究対象者の同意を求めているが、同意を受けることができない場合は一定の要件を定めた上で可能としている。

このように、必ずしも研究対象者の同意が得られない場合であっても、資料の利用が可能となるよう規定されているが、さらに、あらかじめ利用目的を特定しないで同意を得た上で資料が利用できるとする規定を設ける必要があるか。

- 利用目的を明示しないまま得た同意に基づき、「同意が得られている」として資料を利用することに、社会からの是認を受けることは可能か。

<見直しの方向性>

疫学研究指針において、既存資料を利用することについては、一定の配慮がなされていることから、現行どおりとする。

<改正案>

【Q & Aへの追加】

「入院時や手術時に、具体的研究内容を記載せずに『診療データ（or 摘出臓器・検体）を今後の研究に用いる場合があります』と説明して同意を得たとしても、特定の研究に当該データを用いることに対して同意を得たことにはならない」という旨のQ & Aを追加する。

論点8の関連条文

疫学研究指針（抄）

第1 基本的考え方

3 研究者等が遵守すべき基本原則

(3) インフォームド・コンセントの受領

<インフォームド・コンセントの受領に関する細則>

研究対象者に対する説明の内容は、一般的に以下の事項を含むものとする。

- 当該研究の目的、意義及び方法、期間

第3 インフォームド・コンセント等

7 研究対象者からインフォームド・コンセントを受ける手続等

研究対象者からインフォームド・コンセントを受ける手続等は、原則として次に定めるところによる。ただし、疫学研究の方法及び内容、研究対象者の事情その他の理由により、これによることができない場合には、倫理審査委員会の承認を得て、研究機関の長の許可を受けたときに限り、必要な範囲で、研究対象者からインフォームド・コンセントを受ける手続を簡略化すること若しくは免除すること又は他の適切なインフォームド・コンセント等の方法を選択することができる。

<インフォームド・コンセントの簡略化等に関する細則>

倫理審査委員会は、インフォームド・コンセント等の方法について、簡略化若しくは免除を行い、又は原則と異なる方法によることを認めるときは、当該疫学研究が次のすべての要件を満たすよう留意すること。

- 当該疫学研究が、研究対象者に対して最小限の危険を超える危険を含まないこと。
- 当該方法によることが、研究対象者の不利益とならないこと。
- 当該方法によらなければ、実際上、当該疫学研究を実施できず、又は当該疫学研究の価値を著しく損ねること。
- 適切な場合には、常に、次のいずれかの措置が講じられること。
 - 研究対象者が含まれる集団に対し、資料の収集・利用の目的及び内容を、その方法も含めて広報すること。
 - できるだけ早い時期に、研究対象者に事後的説明(集団に対するものも可)を与えること。
 - 長期間にわたって継続的に資料が収集又は利用される場合には、社会に、その実情を、資料の収集又は利用の目的及び方法も含めて広報し、社会へ周知される努力を払うこと。
 - 当該疫学研究が社会的に重要性が高いと認められるものであること。

(1) 介入研究を行う場合

(1) 人体から採取された試料を用いる場合

- 試料の採取が侵襲性を有する場合（採血の場合等をいう。以下同じ。）文書により説明し文書により同意を受ける方法により、研究対象者からインフォームド・コンセントを受けることを原則として必要とする。

イ 試料の採取が侵襲性を有しない場合

研究対象者からインフォームド・コンセントを受けることを原則として必要とする。この場合において、文書により説明し文書により同意を受ける必要はないが、研究者等は、説明の内容及び受けた同意に関する記録を作成しなければならない。

(2) 人体から採取された試料を用いない場合

ア 個人単位で行う介入研究の場合

研究対象者からインフォームド・コンセントを受けることを原則として必要とする。この場合において、文書により説明し文書により同意を受ける必要はないが、

研究者等は、説明の内容及び受けた同意に関する記録を作成しなければならない。

イ 集団単位で行う介入研究の場合

研究対象者からインフォームド・コンセントを受けることを必ずしも要しない。

この場合において、研究者等は、当該研究の目的を含む研究の実施についての情報を公開し、及び研究対象者となる者が研究対象者となることを拒否できるようにしなければならない。

(2) 観察研究を行う場合

(1) 人体から採取された試料を用いる場合

ア 試料の採取が侵襲性を有する場合

文書により説明し文書により同意を受ける方法により、研究対象者からインフォームド・コンセントを受けることを原則として必要とする。

イ 試料の採取が侵襲性を有しない場合

研究対象者からインフォームド・コンセントを受けることを原則として必要とする。この場合において、文書により説明し文書により同意を受ける必要はないが、研究者等は、説明の内容及び受けた同意に関する記録を作成しなければならない。

(2) 人体から採取された試料を用いない場合

ア 既存資料等以外の情報に係る資料を用いる観察研究の場合

研究対象者からインフォームド・コンセントを受けることを必ずしも要しない。

この場合において、研究者等は、当該研究の目的を含む研究の実施についての情報を公開し、及び研究対象者となる者が研究対象者となることを拒否できるようにしなければならない。

イ 既存資料等のみを用いる観察研究の場合

研究対象者からインフォームド・コンセントを受けることを必ずしも要しない。この場合において、研究者等は、当該研究の目的を含む研究の実施についての情報を公開しなければならない。

第4 個人情報の保護等

9 個人情報の保護に関する措置

(2) 利用目的の特定

(1) 研究を行う機関の長は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

10 資料の保存及び利用

(3) 人体から採取された試料の利用

研究者等は、研究開始前に人体から採取された試料を利用する場合には、研究開始時までに研究対象者から試料の利用に係る同意を受け、及び当該同意に関する記録を作成することを原則とする。ただし、当該同意を受けることが出来ない場合には、次のいずれかに該当することについて、倫理審査委員会の承認を得て、研究を行う機関の長の許可を受けたときに限り、当該試料を利用することができる。

① 当該試料が匿名化（連結不可能匿名化又は連結可能匿名化であって対応表を有していない場合）されていること。

② 当該試料が①の匿名化に該当しない場合において、試料の提供時に当該疫学研究における利用が明示されていない研究についての同意のみが与えられている場合は、以下の要件を満たしていること。

ア 当該疫学研究の実施について試料の利用目的を含む情報を公開していること。

イ その同意が当該疫学研究の目的と相当の関連性があると合理的に認められる

こと。

- ③ 当該試料が①及び②に該当しない場合において、以下の要件を満たしていること。
- ア 当該疫学研究の実施について資料の利用目的を含む情報を公開していること。
 - イ 研究対象者となる者が研究対象者となることを拒否できるようにすること。
 - ウ 公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、研究対象者等の同意を得ることが困難であること。

1.1 他機関等の資料の利用

(2) 既存資料等の提供に当たっての措置

既存資料等の提供を行う者は、所属機関外の者に研究に用いるための資料を提供する場合には、資料提供時までに研究対象者から資料の提供に係る同意を受け、及び当該同意に関する記録を作成することを原則とする。ただし、当該同意を受けることができない場合には、次のいずれかに該当するときに限り、資料を所属機関外の者に提供することができる。

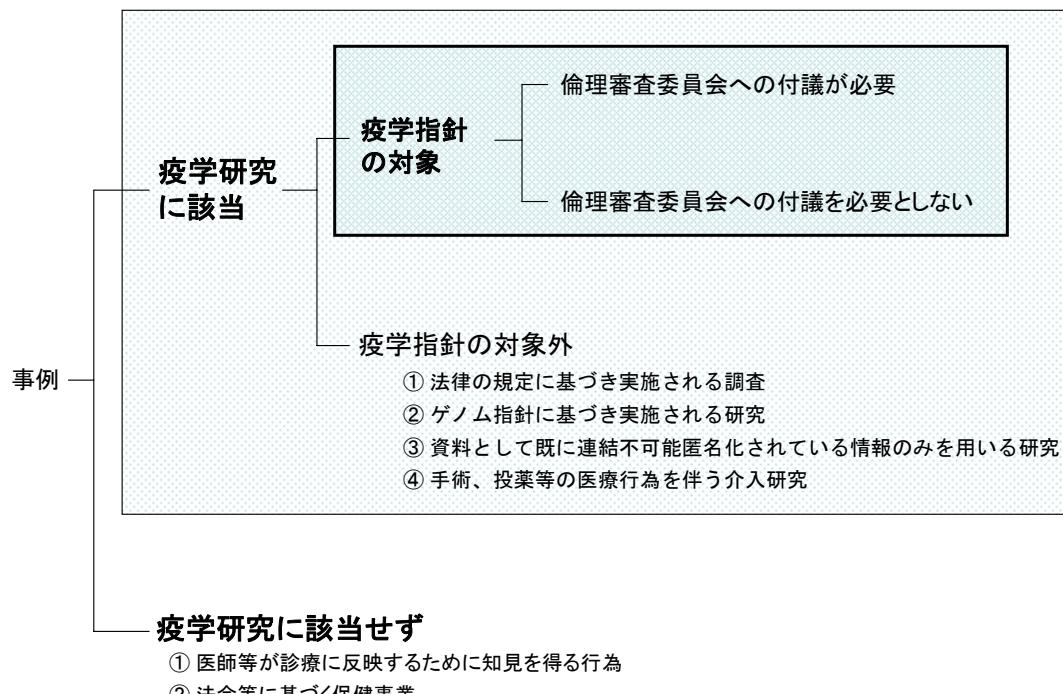
- ① 当該資料が匿名化されていること。（連結不可能匿名化又は連結可能匿名化であつて対応表を有していない場合）
- ② 当該資料が①の匿名化に該当しない場合において、以下の要件を満たしていることについて倫理審査委員会の承認を得て、研究を行う機関の長の許可を受けていること。
 - ア 当該疫学研究の実施及び資料の提供について以下の情報をあらかじめ研究対象者等に通知し、又は公開していること。
 - ・ 所属機関外の者への提供を利用目的とすること
 - ・ 所属機関外の者に提供される個人情報の項目
 - ・ 所属機関外の者への提供の手段又は方法
 - ・ 研究対象者等の求めに応じて当該研究対象者が識別される個人情報の研究機関外の者への提供を停止すること
 - イ 研究対象者となる者が研究対象者となることを拒否できるようにすること。
- ③ 社会的に重要性の高い疫学研究に用いるために人の健康に関わる情報が提供される場合において、当該疫学研究の方法及び内容、当該情報の内容その他の理由により①及び②によることができないときには、必要な範囲で他の適切な措置を講じることについて、倫理審査委員会の承認を得て、研究を行う機関の長の許可を受けていること。

9. 指針の適用範囲について

疫学研究指針の対象となる研究について再確認及び整理をする必要があるのではないか。

<現行>

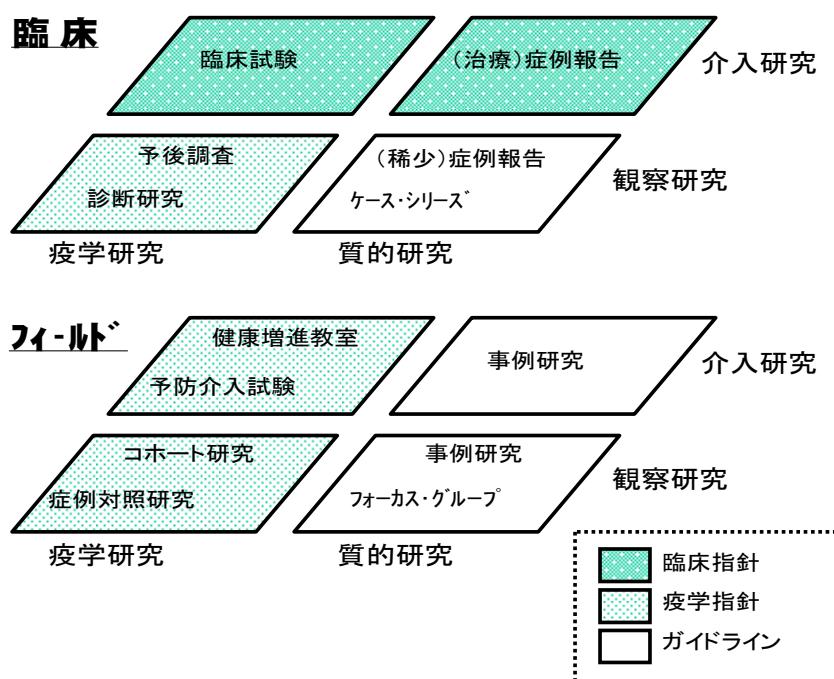
- 現行の疫学研究指針では、疫学研究を「明確に特定された人間集団の中で出現する健康に関する様々な事象の頻度及び分布並びにそれらに影響を与える要因を明らかにする科学的研究」と定義付け、指針の対象としているところ。
- ① 医師等が診療に反映するために知見を得る行為
② 法令等に基づく保健事業
は、この指針でいう疫学研究には該当しないとされている他、
疫学研究のうち、
① 法律の規定に基づき実施される調査
② ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成16年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）に基づき実施される研究
③ 資料として既に連結不可能匿名化されている情報のみを用いる研究
④ 手術、投薬等の医療行為を伴う介入研究
については、指針の対象としていない。



<検討のポイント>

【1】疫学研究指針と臨床研究指針

- 第3回委員会資料2（川村委員説明資料）において、「臨床」における疫学研究指針の対象は、「疫学（量的）研究」及び「観察研究」に該当するものと整理されている。



（第3回委員会資料2「疫学倫理指針の適用範囲に関する考察」（川村委員説明資料）より抜粋）

- すなわち、「臨床」の場において行われる研究のうち、治療・診断・予防等に係る「既存資料等」（疫学研究指針第5・13・(18)の定義に基づく）を利用して実施する「観察研究」であって「疫学（量的）研究」に該当するものについては、疫学研究指針の対象と考えて良いか。

※第3回委員会資料2において、疫学研究指針の対象と考えられるものとして、以下の事例が示されている。なお、法律に基づく調査や医療行為を伴う介入を行う場合は、疫学研究指針の対象外である。

- ・ 予後調査（患者コホート研究）
IgA腎症患者の透析導入危険因子の解明と予測スコアの作成（全国の当該患者を登録し長期に追跡）
- ・ 副作用研究（症例対照研究）
抗炎症薬とインフルエンザ脳症の関係（脳症患者と非脳症患者の投薬内容を比較）
- ・ 診断研究
トレッドミル・テストの狭心症に対する感度・特異性（トレッドミル・テス

トと冠動脈造影結果を対比)

- 「臨床」の場における研究について、他に疫学研究指針の対象とすべき研究はあるか。
- 指針2・<適用範囲に関する細則>の研究事例の一例として以下を追加してはどうか。また、具体的な事例をQ&Aに示してはどうか。

研究事例	
疫学研究指針の対象	疫学研究指針の対象外
(臨床研究と疫学研究) ・診断・治療等の医療行為について、当該方法の有効性・安全性を評価するため、複数の診療録等診療情報を収集・集計して行う、観察研究。	(臨床研究と疫学研究) ・新たな治療方法の有効性・安全性を調べる目的で、被験者に新たな治療方法を用いて行う介入研究。

<見直しの方向性>

「臨床」の場で行われる研究であっても、治療・診断・予防等に係る「既存資料等」(疫学研究指針第5・13・(18)の定義に基づく)を利用して実施する「観察研究」であって「疫学(量的)研究」に該当するものについては、疫学研究指針の対象として取り扱うこととする。

<改正案>

【指針又は細則の改正】

第1 基本的考え方

2 適用範囲

<適用範囲に関する細則> (現行指針 P 2)

研究事例	
指針の対象	指針の対象外
(臨床の場における疫学研究) ・診断・治療等の医療行為について、当該方法の有効性・安全性を評価するため、診療録等診療情報を収集・集計して行う観察研究。	(臨床の場における疫学研究) ・新たな治療方法の有効性・安全性を調べる目的で、被験者に対して行う介入研究。

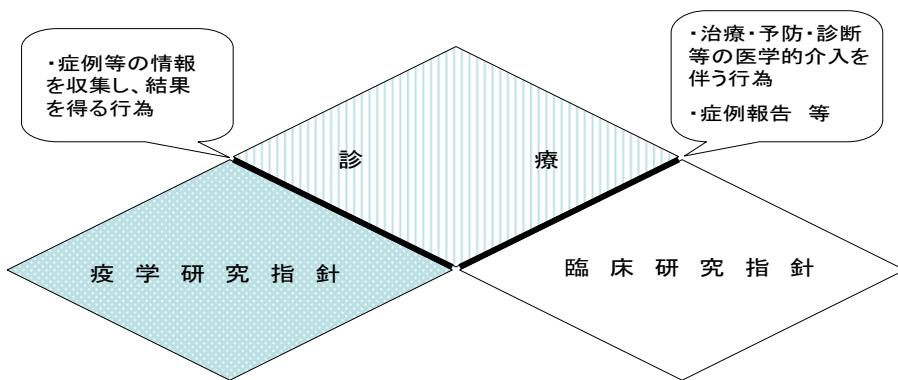
【Q & Aへの追加】

疫学研究指針の対象となる研究の具体例を追加。その一例としては以下の通り。

- ・ 予後調査 (患者コホート研究) ; IgA腎症患者の透析導入危険因子の解明と予測スコアの作成 (全国の当該患者を登録し長期に追跡)
- ・ 副作用研究 (症例対照研究) ; 抗炎症薬とインフルエンザ脳症の関係 (脳症患者と非脳症患者の投薬内容を比較)
- ・ 診断研究 ; トレットミル・テストの狭心症に対する感度・特異度 (トレットミル・テストと冠動脈造影結果を対比)

【2】診療と疫学研究について

- 疫学研究指針の適用範囲と診療の範囲を検討する場合、「症例等の情報を収集し、結果を得る行為」を対象に、どのようなものが指針の適用範囲となるか（すべきか）について考えればよいのではないか。



- 疫学研究指針の適用範囲として考えられる最低限の要件としては、以下のようなものが挙げられるのではないか。
- ・有効性や予後等の知見が未知であるか、又は既知の知見の検証
 - ・対象者本人のみが受益を受けるよりも広く社会に貢献することに比重を置く
 - ・疫学（量的）研究（ある程度の検体数が必要）
- 上記の要件に該当する「診療」と考えられるものについて、指針の対象外となることを示しておかなければ、その実施に支障が生じるような事例はあるか。
- 指針2・<適用範囲に関する細則>の研究事例の（診療と研究）の項目のうち、解釈が分かりづらい事例を削除し、これに代えて該当する具体的な事例をQ&A等に示すこととしてはどうか。

研究事例	
疫学研究指針の対象	疫学研究指針の対象外
(診療と研究) (略)	(診療と研究) ・特定の患者の疾病について治療方法を検討するため、当該疾病を有する患者の診療録等診療情報を調べる行為。これを踏まえ、当該患者の治療が行われる。 ・特定の患者の治療を前提とせずに、ある疾

	病の治療方法等を検討するため、研究者等が所属する医療機関内の当該疾病を有する患者の診療録等診療情報を収集・集計し、院内又は院外に結果を報告する行為。
--	--

＜見直しの方向性＞

<p>疫学研究指針の対象となる研究の最低限の要件については、次のものが挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有効性や予後等の知見が未知であるか、又は既知の知見の検証 ・対象者本人のみが受益を受けるよりも、広く社会に貢献することに比重を置く ・疫学（量的）研究（ある程度の検体数が必要） <p>しかしながら、これらの要件に該当するものであって、症例等の情報を収集して結果を得る行為は、「診療」の一環として行われる場合もあり、これについては疫学研究指針の対象とはしていないことから、必要に応じて、指針の対象とならない事例について、Q & Aにおいて示すこととする。</p>

＜改正案＞

【指針又は細則の改正】

第1 基本的考え方

2 適用範囲

＜適用範囲に関する細則＞（現行指針 P 2）

研究事例	
指針の対象	指針の対象外
<p>(診療と研究)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ある疾病的患者数等を検討するため、複数の診療機関に依頼し、当該疾病的患者の診療情報収集・集計し、解析して新たな知見を得たり、治療法等を調べる行為。 <p>※ なお、既存資料等や既存資料等から抽出加工した資料の提供のみについては、指針11の規定が適用される。</p>	<p>(診療と研究)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の患者的疾病について治療方法を検討するため、当該疾病を有する患者的診療録等診療情報を調べる行為。これを踏まえ、当該患者の治療が行われる。 <p>・特定の患者の治療を前提とせずに、ある疾病的治疗方法等を検討するため、研究者等が所属する医療機関内の当該疾病を有する患者的診療録等診療情報を収集・集計し、院内又は院外に結果を報告する行為。</p>

(保健事業関係) <ul style="list-style-type: none"> 保健事業（脳卒中情報システム事業やいわゆるがん登録事業を含む。以下本表において同じ。）により得られた検診データ又は生体資料を用いて、特定の疾病の予防方法、疾病の地域特定等を調査する研究。（保健事業として行われるものと除く。） 	(保健事業関係) <ul style="list-style-type: none"> 法令等に基づく保健事業 市町村、都道府県、保健所等が地域において行う保健事業や、産業保健又は学校保健の分野において産業医又は学校医が法令に基づくその業務の範囲内で行う調査、脳卒中情報システム事業やいわゆるがん登録事業等。
---	--

第5 用語の定義

1 3 用語の定義

(1) 疫学研究

<疫学研究の定義に関する細則>（現行指針 P 18）

- ~~1 医師等が、主に、自らの又はその属する病院若しくは診療所の今後の診療に反映させるため、所属する機関が保存する、診療記録など人の健康に関する情報を総覧し知見を得る行為は、この指針でいう疫学研究には該当しない。~~
- ~~2 市町村、都道府県、保健所等が地域において行う保健事業や、産業保健又は学校保健の分野において産業医又は学校医が法令に基づくその業務の範囲内で行う調査、脳卒中情報システム事業やいわゆるがん登録事業等は、この指針でいう疫学研究には該当しない。~~

疫学研究指針の対象となる研究の最低限の要件を、以下の通りとする。

- ・有効性や予後等の知見が未知であるか、又は既知の知見の検証
- ・対象者本人のみが受益を受けるよりも、広く社会に貢献することに比重を置く
- ・疫学（量的）研究（ある程度の検体数が必要）

【Q & Aへの追加】

細則に示す要件を満たす研究の具体例（フィールドの場における予防サービスなど）を追加する。

【3】単に症例数等の集計を行う調査等の取扱い

- 単に症例数等の集計のみを行い、それ以上の解析及び解析結果に基づく結果の考察を行わない調査等についても、疫学研究指針の対象とすることでよいか。

※疫学研究の定義：明確に特定された人間集団の中で出現する健康に関する様々な事象の頻度及び分布並びにそれらに影響を与える要因を明らかにする科学研究をいう。

- なお、指針の対象とした場合、調査の内容によっては、倫理審査委員会への付議を必要としない場合もあるのではないか。（論点10.にて検討）

＜見直しの方向性＞

単に症例数等の集計のみを行い、それ以上の解析及び解析結果に基づく結果の考察を行わない調査等についても、疫学研究指針の対象とすることとする。

＜改正案＞

【Q & Aへの追加】

- ・ 疫学指針の対象となる具体例に「症例数等の集計のみを行い、それ以上の解析及び解析結果に基づく結果の考察を行わない調査等」を追加する。

論点9の関連条文

疫学研究指針（抄）

2 適用範囲

この指針は、人の疾病の成因及び病態の解明並びに予防及び治療の方法の確立を目的とする疫学研究を対象とし、これに携わるすべての関係者に遵守を求めるものである。

ただし、次のいずれかに該当する疫学研究は、この指針の対象としない。

- ① 法律の規定に基づき実施される調査
- ② ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成16年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）に基づき実施される研究
- ③ 資料として既に連結不可能匿名化されている情報のみを用いる研究
- ④ 手術、投薬等の医療行為を伴う介入研究

<適用範囲に関する細則>

- 1 本則ただし書①には、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の規定に基づく感染症発生動向調査など、法律により具体的に調査権限が付与された調査が該当する。
- 2 指針の適用範囲内と範囲外の事例について整理すると、次表のとおりである。

研究事例	
指針の対象	指針の対象外
(診療と研究) ・ある疾病的患者数等を検討するため、複数の医療機関に依頼し、当該疾病的患者の診療情報を収集・集計し、解析して新たな知見を得たり、治療法等を調べる行為。 ※なお、既存資料等や既存資料等から抽出加工した資料の提供のみについては、指針11の規定が適用される。	(診療と研究) ・特定の患者的疾病について治療方法を検討するため、当該疾病を有する患者的診療録等診療情報を探べる行為。これを踏まえ、当該患者の治療が行われる。 ・特定の患者的治療を前提とせずに、ある疾病的治療方法等を検討するため、研究者等が所属する医療機関内の当該疾病を有する患者的診療録等診療情報を収集・集計し、院内又は院外に結果を報告する行為。
(医薬品と食品) ・被験者（患者又は健常者）を2群に分け、一方の群は特定の食品（健康食品、特定保健用食品等を含む）を摂取し、他方の群は通常の食事をすることにより、当該食品の健康に与える影響を調べる行為。	(医薬品と食品) ・被験者（患者又は健常者）を2群に分け、一方の群は、特定の医薬品を投与し、他方の群には、偽薬（プラセボ）を投与することにより、当該医薬品の健康に与える影響を調べる行為。
	(連結不可能匿名化されている情報) ・患者調査と国民栄養調査を組み合わせて、地域別の生活習慣病の受療率とエネルギー摂取量から、両者の関係を調べる行為。

<p>(保健事業関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健事業（脳卒中情報システム事業やいわゆるがん登録事業を含む。以下本表において同じ。）により得られた検診データ又は生体資料を用いて、特定の疾病の予防方法、疾病の地域特性等を調査する研究。（保健事業として行われるもの除く。） 	<p>(保健事業関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令等に基づく保健事業。
--	---

1.3 用語の定義

(2) 疫学研究

明確に特定された人間集団の中で出現する健康に関する様々な事象の頻度及び分布並びにそれらに影響を与える要因を明らかにする科学的研究をいう。

<疫学研究の定義に関する細則>

- 1 医師等が、主に、自らの又はその属する病院若しくは診療所の今後の診療に反映させるため、所属する機関が保有する、診療記録など人の健康に関する情報を縦覧し知見を得る行為は、この指針でいう疫学研究には該当しない。
- 2 市町村、都道府県、保健所等が地域において行う保健事業や、産業保健又は学校保健の分野において産業医又は学校医が法令に基づくその業務の範囲内で行う調査、脳卒中情報システム事業やいわゆるがん登録事業等は、この指針でいう疫学研究には該当しない。

臨床研究指針（抄）

2 適用範囲

- (1) この指針は、社会の理解と協力を得つつ、医療の進歩のために実施される臨床研究を対象とし、これに携わるすべての関係者に遵守を求めるものである。
 ただし、次のいずれかに該当するものは、この指針の対象としない。
- ① 診断及び治療のみを目的とした医療行為
 - ② 他の法令及び指針の適用範囲に含まれる研究

3 用語の定義

(1) 臨床研究

医療における疾病の予防方法、診断方法及び治療方法の改善、疾病原因及び病態の理解並びに患者の生活の質の向上を目的として実施される医学系研究であって、人を対象とするもの（個人を特定できる人由来の材料及データに関する研究を含む。）をいう。

<細則>

「医学系研究」には、医学に関する研究とともに、歯学、薬学、看護学、リハビリテーション学、予防医学、健康科学に関する研究が含まれる。

10. 倫理審査委員会への付議を必要としない疫学研究について

倫理審査委員会への付議が求められる疫学研究指針の対象となる研究について、再確認及び整理をする必要があるのではないか。

<事例・問題点>

- 疫学研究の内容は多様であり、またヒトゲノム・遺伝子解析研究や臨床研究などと比較して実施件数も多く、大学においては、学生の行う研究も含めれば、相当な件数となる。全ての研究について、倫理審査が求められることは、倫理審査委員会の負担が大きい。
- 疫学研究により得られたデータの統計処理のみを請け負う機関であっても、疫学研究を実施する「研究機関」に該当することから、倫理審査を経る必要があることになるが、統計処理という行為自体の疫学研究指針への適合性の有無を判断する根拠に乏しく、このような機関の倫理審査委員会の取扱いに苦慮している。

<現行>

- 疫学研究指針では、研究者等は、疫学研究を実施しようとするときは、研究計画について、研究機関の長の許可を受けなければならず、研究機関の長は、研究者等から研究計画の許可を求められた場合、倫理審査委員会の意見を聴くことが規定されている。

<検討のポイント>

- 疫学研究指針の対象となる研究のうち、一定の要件に該当する研究計画については、その許可にあたって倫理審査委員会の意見を聞くかどうかについて、研究機関の長が判断することとしてはどうか。
- この場合の要件については、倫理審査委員会は研究計画について倫理的観点及び科学的観点から審査することが求められていることを踏まえ、倫理的及び科学的観点についてそれほど配慮を要しない研究計画とし、以下に掲げる要件をいずれも満たす場合として良いか。

- ① 既に連結可能匿名化されている情報を収集する場合や、「無記名調査」など、個人情報を取り扱わないもの
(注) 既に連結不可能匿名化されている情報を用いる場合は、疫学研究指針の対象外とされている。
- ② ヒト由来試料を用いないもの
- ③ 観察研究
- ④ 人体への負荷・介入を伴わないもの
- ⑤ 研究対象者の意思に回答が委ねられているものであって、その質問内容により研究対象者の心理的苦痛をもたらすことが想定されないもの
(注) 「研究対象者の意思に回答が委ねられているもの」とは、質問に対して回答するようなものをいう。

- プロトコール作成（立案）－実施－分析－論文執筆・公表という研究に直接関わらない、疫学研究により得られるデータの統計処理等のみを請け負う機関については、上述の要件にかかわらず、必ずしも倫理審査委員会への付議を必要としないのではないか。

＜見直しの方向性＞

疫学研究指針の対象となる研究のうち、次の要件を全て満たす研究計画の許可にあたって、倫理審査委員会の意見を聞くかどうかについては、研究機関の長が判断することとする。

- ① 既に連結可能匿名化されている情報を機関外から収集する場合や無記名調査など、個人情報を取り扱わないもの
- ② ヒト由来試料を用いないもの
- ③ 観察研究
- ④ 人体への負荷・介入を伴わないもの
- ⑤ 研究対象者の意思に回答が委ねられているものであって、その質問内容により研究対象者の心理的苦痛をもたらすことが想定されないもの

また、データの統計処理のみを委託等により請け負う機関については、上記の要件にかかわらず、倫理審査委員会への付議は要しないこととする。

＜改正案＞

【指針又は細則の改正】

第1 基本的考え方

4 研究機関の長の責務

(3) 倫理審査委員会への付議（現行指針 P 5）

研究機関の長は、研究者等から 3 (1) ③の規定により許可を求められたときには、倫理審査委員会の意見を必要に応じ聴かなければならない。

＜倫理審査委員会への付議に関する細則＞（新規）

以下に掲げる要件を満たす研究計画は、倫理審査委員会への付議を必要としない。

① 倫理審査委員会があらかじめ指名する者が、当該研究計画が次のすべての要件を満たしていることにより、倫理審査委員会への付議を必要としないと判断した場合

ア 他の機関において既に連結可能匿名化された情報を収集する場合や無記名調査など、個人情報を取り扱わないもの

イ ヒト由来試料を用いないもの

ウ 観察研究であって、人体への負荷・介入を伴わないもの

エ 研究対象者の意思に回答が委ねられている調査であって、その質問内容

により研究対象者の心理的苦痛をもたらすことが想定されないもの

② データの統計処理のみを、次に掲げる事項についての条項を含む委託契約書を作成して行う場合

ア データの安全管理措置

イ 守秘義務

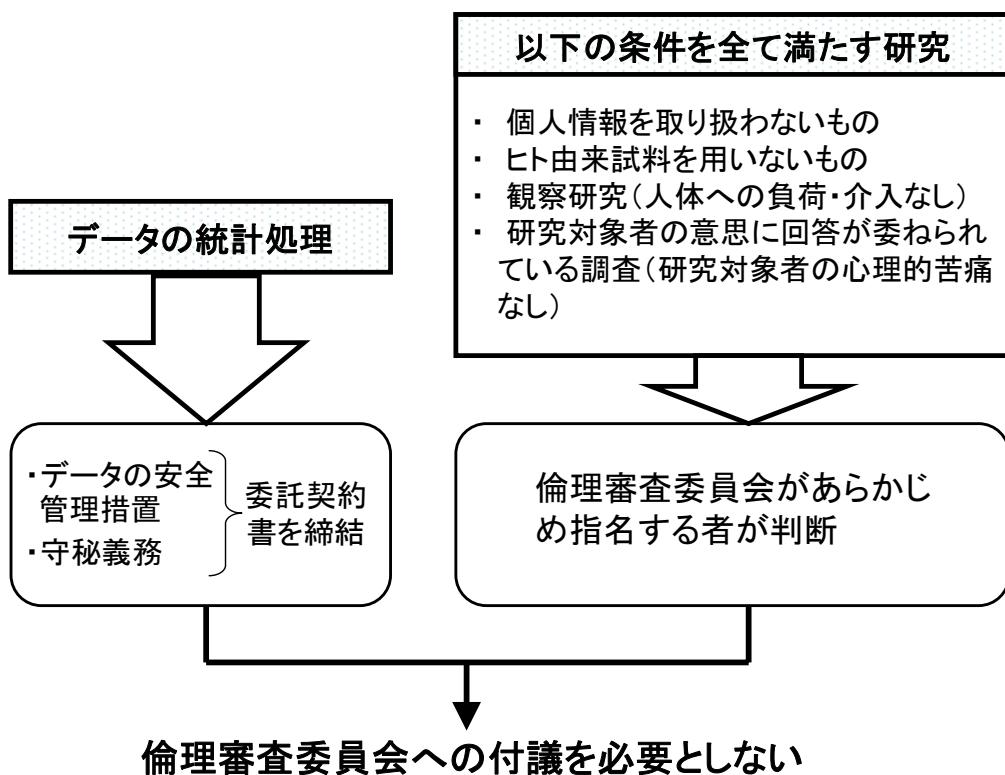
(参考)

ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針疑義照会集（Q & A）（平成17年3月作成版）第2－6（8）では、（問）ヒトゲノム・遺伝子解析研究における受託解析を行う場合であって、取り扱う情報が個人情報ではない匿名化されたもののみであり、検体（Wet）を扱わない（Dry情報のみの情報処理）機関でも、倫理審査委員会を設置する必要があるのでしょうか。

という問い合わせに対し、

（答）倫理審査委員会は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究実施の可否等を審査するための諮問機関として設置されるものであり、取り扱う情報の性質に応じて設置するものではありません。匿名化された試料の受託解析のみを行い、ヒトゲノム・遺伝子解析研究を行わない場合は、倫理審査委員会の設置は本指針では求めていません。

としているところである。



論点10の関連条文

疫学研究指針（抄）

第1 基本的考え方

3 研究者等が遵守すべき基本原則

(1) 疫学研究の科学合理性及び倫理的妥当性の確保

- ① 研究者等は、疫学研究を実施しようとするときには、研究計画について、研究機関の長の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

4 機関の長の責務

(3) 倫理審査委員会への付議

研究機関の長は、研究者等から3(1)③の規定により許可を求められたときは、倫理審査委員会の意見を聴かなければならない。

(4) 研究機関の長による許可

研究機関の長は、倫理審査委員会の意見を尊重し、研究計画の許可又は不許可その他疫学研究に関し必要な事項を決定しなければならない。この場合において、研究機関の長は、倫理審査委員会が不承認の意見を述べた疫学研究については、その実施を許可してはならない。

第2 倫理審査委員会等

5 倫理審査委員会

(1) 倫理審査委員会の責務及び構成

- ① 倫理審査委員会は、研究機関の長から研究計画がこの指針に適合しているか否かその他疫学研究に関し必要な事項について意見を求められた場合には、倫理的観点及び科学的観点から審査し、文書により意見を述べなければならない。
- ② 倫理審査委員会は、学際的かつ多元的な視点から、様々な立場からの委員によって公正かつ中立的な審査を行えるよう、適切に構成されなければならない。

(2) 倫理審査委員会の運営

- ④ 倫理審査委員会は、軽易な事項の審査について、委員長が指名する委員による迅速審査に付すことその他必要な事項を定めることができる。迅速審査の結果については、その審査を行った委員以外のすべての委員に報告されなければならない。

<迅速審査手続に関する細則>

迅速審査手続による審査に委ねることができる事項は、一般的に以下のとおりである。

- (1) 研究計画の軽微な変更の審査
- (2) 共同研究であって、既に主たる研究機関において倫理審査委員会の承認を受けた研究計画を他の分担研究機関が実施しようとする場合の研究計画の審査
- (3) 研究対象者に対して最小限の危険（日常生活や日常的な医学的検査で被る身体的、心理的、社会的危険の可能性の限度を超えない危険であって、社会的に許容される種類のものをいう。以下同じ。）を超える危険を含まない研究計画の審査

1.1. 教育を目的とした疫学研究について

実習等で実施されている疫学研究について、疫学研究指針にどう反映すべきか。

<現行>

- 教育を目的とした疫学研究の取扱いについて、現行疫学指針には特段の規定はない。

<検討のポイント>

- 教育を目的とした疫学実習は、例年同じカリキュラムにつき学生が行う実習のように、既に繰り返し行われており、どのような結果が得られるのかあらかじめ分かっており、結果に至るまでのプロセスを経験することを目的としたものがある。こうした実習については、新規性に欠けており、指針で定義する「研究」には該当するものではなく、すなわち指針の対象とはならないと整理すべきか。
- 指針の対象とすべき、大学院生等が実施する研究について必要となる倫理的及び科学的配慮の多寡は、教育などといった目的によらず同様であると考えられ、現行指針と同様の措置（倫理審査委員会、インフォームドコンセント）を講じるべきか。
- 学生など研究のスキルが未熟であると考えられる者が行う疫学研究について、指導者の責務に関する規定を新たに設ける必要はあるか。

<見直しの方向性>

学生が実施する疫学研究についても、疫学研究指針の対象範囲と整理する。ただし、教育目的の疫学実習のうち、結果は既に分かっており、結果に至るまでのプロセスを習得することを目的としているようなものは、「研究」には該当しないことから、疫学研究指針の対象外と整理する。

また、学生などが行う疫学研究については、指導者の責務に関する規程を設けることとする。

<改正案>

【指針又は細則の改正】

第1 基本的考え方

2 適用範囲

<適用範囲に関する細則> (現行指針 P 2)

研究事例	
指針の対象	指針の対象外
	<p>(教育を目的とした研究) ・一定のカリキュラムの下で行われ、 結果に至るまでの過程を習得することを目的とした実習。</p>

3 研究者等が遵守すべき基本原則 (現行指針 P 5)

(5) 指導者の責務 (新規追加)

大学その他の教育機関において、学生等に対し疫学研究の指導を行う者は、第一号から前号までに掲げる原則及びその他必要な事項を遵守の上、疫学研究を実施するよう、学生等に対し指導及び監督しなければならない。

(参考)

各大学の医学部等において習得すべきと考えられる必須の基本となる教育内容が提示された「21世紀における医学・歯学教育の改善方策について」(平成13年3月27日 医学・歯学教育の在り方に関する調査研究協力者会議)において、以下の規定が設けられているところである。

1 医の原則

(1) 医の倫理と生命倫理

一般目標

医療と医学研究における倫理の重要性を学ぶ。

(3) インフォームド・コンセント

一般目標

将来、患者本位の医療を実践できるように、適切な説明を行った上で主体的な同意を得るために、対話能力と必要な態度、考え方を身につける。

12. 研究対象者の保護について

研究対象者(被験者)の保護について、疫学研究指針においてどの程度言及すべきか。

<現行>

- 疫学研究指針において、研究計画書に記載すべき事項及びインフォームド・コンセントの説明事項として「研究に参加することにより起こりうる危険並びに必然的に伴う不快な状態」が規定されている。
また、研究責任者は研究対象者に危険又は不利益が生じた場合は、研究機関の長を通じて倫理審査委員会に報告することが規定されている。
- 臨床研究指針においては、その他に「当該臨床研究に伴う補償の有無（当該臨床研究に伴う補償がある場合にあっては、当該補償の内容を含む。）」が規定されている。
また、研究責任者は、臨床研究により期待される利益よりも起こり得る危険性が高いと判断される場合又は臨床研究により十分な成果が得られた場合には、当該臨床研究を中止し、又は終了しなければならないこと、この場合、遅滞なく研究機関の長に報告することが規定されている。

<検討のポイント>

- 疫学研究指針においては、手術・投薬等の医療行為を伴う介入研究は指針の対象としておらず、このようなリスクの高い研究は治験又は臨床研究指針の適用範囲となる。疫学研究指針において、研究対象者の保護に関してどの程度言及すべきか。
- 疫学研究指針においては、臨床研究指針の規定を踏まえ、研究対象者に危険や不利益が生じる可能性が考えられる場合にあっては、研究計画書及びインフォームド・コンセントの説明事項として、「当該研究に伴う補償の有無（当該研究に伴う補償がある場合にあっては、当該補償の内容を含む。）」を記載することとしてはどうか。
- 研究機関の長は、当該研究機関において実施される疫学研究の内容を踏まえ、必要に応じ、健康被害等の有害事象が生じた場合の対応手順などを予め定めておくことを規定してはどうか。

<見直しの方向性>

研究計画書の記載事項及びインフォームド・コンセントの説明事項として、「当該研究に伴う補償について」を追加することとし、研究対象者に危険や不利益が生じる可能性が考えられる場合にあっては、これを記載及び説明することとする。また、研究機関の長は、当該研究機関において実施される疫学研究の内容を踏まえ、必要に応じ、有害事象が生じた場合の対応手順などを予め定めておくことを規定することとする。

<改正案>

【指針又は細則の改正】

第1 基本的考え方

3 研究者等が遵守すべき基本原則

(1) 疫学研究の科学的合理性及び倫理的妥当性の確保

<研究計画書に記載すべき事項に関する細則> (現行指針 P 4)

- ・ 危険又は必然的に伴う不快な状態が起こりうる場合の、当該研究に伴う補償の有無 (当該研究に伴う補償がある場合は、当該補償の内容を含む。)

(3) インフォームド・コンセントの受領

<インフォームド・コンセントの受領に関する細則> (現行指針 P 4)

- ・ 危険又は必然的に伴う不快な状態が起こりうる場合の、当該研究に伴う補償の有無 (当該研究に伴う補償がある場合は、当該補償の内容を含む。)

4 研究機関の長の責務 (現行指針 P 5)

(5) 有害事象発生時の対応手順の作成 (新規追加)

研究機関の長は、当該研究機関において実施される疫学研究の内容を踏まえ、必要に応じ、有害事象が生じた場合の手順に関する文書をあらかじめ定めておかなければならぬ。

【Q & Aへの追加】

補償の具体的中身としては、個人情報が漏えいした場合の補償までは含まないものの、これに対する機関としての準備及び研究者としての留意を怠ることがないよう、注意を促す旨のQ & Aを追加する。

論点 12 の関連条文

疫学研究指針（抄）

3 研究者等が遵守すべき基本原則

（1）疫学研究の科学的合理性及び倫理的妥当性の確保

<研究計画書に記載すべき事項に関する細則>

- ・ 研究に参加することにより期待される利益及び起こりうる危険並びに必然的に伴う不快な状態

（3）インフォームド・コンセントの受領

<インフォームド・コンセントの受領に関する細則>

- ・ 当該研究に参加することにより期待される利益及び起こりうる危険並びに必然的に伴う不快な状態

6 疫学研究に係る報告

- ② 研究責任者は、研究対象者に危険又は不利益が生じたときは、直ちに研究機関の長を通じ倫理審査委員会に報告しなければならない。

臨床研究指針（抄）

第2 研究者等の責務等

1 研究者等の責務等

<細則>

臨床研究計画書に記載すべき事項は、一般的に以下のとおりとするが、臨床研究の内容に応じて変更できる。

ロ 当該研究の意義、目的、方法及び期間、当該臨床研究に参加することにより期待される利益及び起こり得る危険並びに必然的に伴う不快な状態、当該臨床研究終了後の対応、当該臨床研究に係る個人情報の保護の方法（被験者を特定できる場合の取扱いを含む。）

チ 当該臨床研究に伴う補償の有無（当該臨床研究に伴う補償がある場合にあっては、当該補償の内容を含む。）

（10）研究責任者は、臨床研究機関の長に対し、重篤な有害事象その他の臨床研究の適正性及び信頼性を確保するための調査に必要な情報を報告しなければならない。

（11）研究責任者は、他の臨床研究機関と共同で臨床研究を実施する場合には、当該他の臨床研究機関の研究責任者に対し、臨床研究に起因する重篤な有害事象を報告しなければならない。

（12）研究責任者は、臨床研究により期待される利益よりも起こり得る危険性が高いと判断される場合又は臨床研究により十分な成果が得られた場合には、当該臨床研究を中止し、又は終了しなければならない。

<細則>

3. 研究責任者は、臨床研究を中止し、又は終了した場合には、その旨を臨床研究機関の長へ報告しなければならない。この場合において、研究責任者は、臨床研究により期待される利益よりも起こり得る危険が高いと判断される場合等緊急性の高い理由により当該臨床研究を中止した場合については、遅滞なく、その旨を臨床研究機関の長へ報告しなければならない。

第4 インフォームド・コンセント

<細則>

被験者又は代諾者等に対する説明事項は、一般的に以下のとおりとするが、臨床研究の内容に応じて変更できる。

ト 予測される当該臨床研究の結果、当該臨床研究に参加することにより期待される利益及び起こり得る危険並びに必然的に伴う不快な状態、当該臨床研究終了後の対応

ワ 当該臨床研究に伴う補償の有無（当該臨床研究に伴う補償がある場合にあっては、当該補償の内容を含む。）

13. ゲノム指針が対象とする研究計画書の取扱い（新規）

ゲノム指針の対象となる研究に係る研究が、コホート研究など疫学的手法を用いて実施される場合の取扱いをどのように考えるべきか。

＜事例・問題点＞

- コホート研究のように疫学的手法を用いるものの、遺伝子多型の解析などをおこなう場合には、ゲノム指針の対象となることから、当該研究計画書は、ゲノム指針に基づいて設置された倫理審査委員において審査されることとなる。
- しかしながら、ゲノム指針に基づいて設置された倫理審査委員会は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する知見を有する者を中心として構成されており、疫学研究に知見を有する者が少数であった。

＜現行＞

- ゲノム指針（ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針）、疫学指針（疫学研究に関する倫理指針）、臨床指針（臨床研究に関する倫理指針）の3指針は互いに排他的であり、ゲノム指針、疫学指針、臨床指針の順に優位に立っている。
- ゲノム指針では、倫理審査委員会の構成として、「倫理審査委員会は、独立の立場に立って、学際的かつ多元的な視点から、様々な立場からの委員によって、公正かつ中立的な審査を行えるよう、適切に構成し運営されなければならない」とされており、その具体的な構成として「医学・医療の専門家、法律学の専門家等人文・社会科学の有識者及び一般の立場を代表する者から構成される必要がある」などとされている。

＜検討のポイント＞

- ゲノム指針の対象ではあるが、疫学的手法を用いるような研究計画書については、疫学の専門家を加えた倫理審査委員会においてその審査を行うべきではないか。
- しかしながら、この場合の要件は、ゲノム指針に基づいて設置された倫理審査委員会に係る規定の変更（細則改正、Q & Aへの追加も含む）であることから、ゲノム指針の改正時において議論すべき事項として、疫学指針見直しに係る専門委員会の申し送り事項としてはどうか。

論点13の関連条文

疫学研究指針（抄）

2 適用範囲

この指針は、人の疾病の成因及び病態の解明並びに予防及び治療の方法の確立を目的とする疫学研究を対象とし、これに携わるすべての関係者に遵守を求めるものである。ただし、次のいずれかに該当する疫学研究は、この指針の対象としない。

- (1) 法律の規定に基づき実施される調査
- (2) ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成16年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）に基づき実施される研究
- (3) 資料として既に連結不可能匿名化されている情報のみを用いる研究
- (4) 手術、投薬等の医療行為を伴う介入研究

ゲノム指針（抄）

9 倫理審査委員会の責務及び構成

- (4) 倫理審査委員会は、独立の立場に立って、学際的かつ多元的な視点から、様々な立場からの委員によって、公正かつ中立的な審査を行えるよう、適切に構成し運営されなければならない。

< 細則1（倫理審査委員会の構成に関する細則）>

- ・ 倫理・法律を含む人文・社会科学面の有識者、自然科学面の有識者、一般の立場の者から構成される必要がある。
- ・ 外部委員を半数以上置くことが望ましいが、その確保が困難な場合には、少なくとも複数名置かれる必要がある。
- ・ 外部委員の半数以上は、人文・社会科学面の有識者又は一般の立場の者である必要がある。
- ・ 男女両性で構成される必要がある。

< 細則2（倫理審査委員会の運営に関する細則）>

- ・ 審議又は採決の際には、人文・社会科学面又は一般の立場の委員が1名以上出席する必要がある。
- ・ 研究を行う機関の長、審査対象となる研究の研究責任者及び研究担当者は、その審議又は採決に参加してはならない。ただし、倫理審査委員会の求めに応じて、会議に出席し、説明することができる。

< 細則3（運営規則に関する細則）>

以下の事項に関する運営規則が定められなければならない。

- ・ 委員長の選任方法
- ・ 会議の成立要件
- ・ 議決方法
- ・ 審査記録の保存期間
- ・ 公開に関する事項